

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成23年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成23年9月12日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	不老光幸 (11)	1. 三条区双葉老人ホーム前の御笠川幸ノ元井手堰跡からの取水について (1) 早急に実施していただきたい (2) 取水の方法はどのようにするのか (3) 井手堰の復元を実施していただきたい 2. 馬場区の学童通学路の安全対策について 宰府二丁目9番の前の水路について、早急に蓋を設置していただきたい。 3. 松川区万葉台地区の市水の供給開始について いつから供給開始になるのか伺う。
2	藤井雅之 (7)	1. 国民健康保険税について (1) 「国民健康保険法第44条」に関するの厚生労働省からの通知について (2) 広域化について 2. 青年への雇用支援政策について 6月議会の施政方針で述べられた青年への雇用支援政策について伺う。 3. 市民図書館について 利便性の向上の観点から以下の2項目について伺う。 (1) 「ブックポスト」の設置について (2) 長期休暇中の学習室の運用について
3	福廣和美 (17)	1. 防災対策について 局地的大雨による河川の防災対策についての市の考えを伺う。
4	長谷川公成 (6)	1. 太宰府南コミュニティセンターの利用について 太宰府南小学校グラウンド使用時に、校舎に通じるドアを常時開錠できないか伺う。 2. 国道3号線の歩道について 君畑交差点から星ヶ丘交差点の歩道が暗く、非常に危険である。

		自転車同士の事故もあったと聞いているので、街灯の設置が可能か伺う。
5	原 田 久美子 (8)	1. 産業の振興について (1) 商工会と中小企業の育成について (2) 公共事業への地元企業活用について (3) 災害時の緊急工事協定について 2. 節電対策について (1) 本市の節電対策について (2) 公共施設の電気料金の状況について 3. 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例について ペットの飼育に関する意識向上と条例の啓発について
6	渡 邊 美 穂 (12)	1. 防災計画について (1) 女性や障がい者の視点を入れた避難所開設及びその運営について (2) 放射能被害への対応について (3) 避難場所の見直しについて 2. 6月議会での提案に対する進捗状況について 6月議会で提案した被災地向けの募金及び剪定木・枝の回収について、進捗状況を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶 山 良 尚 議員	2番 神 武 綾 議員
3番 上 疆 議員	4番 芦 刈 茂 議員
5番 小 畠 真由美 議員	6番 長谷川 公 成 議員
7番 藤 井 雅 之 議員	8番 原 田 久美子 議員
9番 後 藤 邦 晴 議員	10番 橋 本 健 議員
11番 不 老 光 幸 議員	12番 渡 邊 美 穂 議員
13番 門 田 直 樹 議員	14番 小 柳 道 枝 議員
15番 佐 伯 修 議員	16番 村 山 弘 行 議員
17番 福 廣 和 美 議員	18番 大 田 勝 義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 井 上 保 廣	副 市 長 平 島 鉄 信
教 育 長 關 敏 治	総 務 部 長 木 村 甚 治
地 域 づ くり 担 当 部 長 今 泉 憲 治	市 民 生 活 部 長 古 川 芳 文
健 康 福 祉 部 長 井 上 和 雄	建 設 経 済 部 長 神 原 稔
会 計 管 理 者 併 上 下 水 道 部 長 三 笠 哲 生	教 育 部 長 齋 藤 廣 之

総務課長	古野洋敏	経営企画課長	石田宏二
協働のまち 推進課長	諫山博美	市民課長	原野敏彦
環境課長	濱本泰裕	福祉課長	宮原仁
国保年金課長	坂口進	都市整備課長	今村巧児
建設産業課長	伊藤勝義	上下水道課長	松本芳生
施設課長	加藤常道	教務課長	木村裕子
生涯学習課長	木原裕和	市民図書館長 兼中央公民館長	吉村多美江
監査委員事務局長	関啓子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田中利雄	議事課長	櫻井三郎
書記	白石康子	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、13人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日、12日、6人、13日、7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

11番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔11番 不老光幸議員 登壇〕

○11番（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告をいたしておりました3件につきまして質問をさせていただきます。

まず1件目は、三条区双葉老人ホーム前の御笠川幸ノ元井手堰跡からの取水についてであります。

平成15年7月19日の集中豪雨による本市における大水害のときに、以前からありました取水用の堰が破壊され、今ではなくなってしまっております。この水路は、三条を通過して、連歌屋から小鳥居小路、溝尻、奥園を通過して五条へと、旧太宰府町のときから由緒ある水路であります。水害の後にもとの姿に復旧を希望いたしましたが、当時の建設部長の話では、堰の工事は本市で費用負担しなければならず、その費用の負担は市全体の災害復旧に相当の費用負担が見込まれるので、今すぐの復旧工事は難しい。県が御笠川の護岸復旧工事を実施したので、5年間はそのままで工事はされないとの返事でありました。現在は、途中でポンプによる揚水で対応していますが、市長の話では、太宰府市歴史的風致維持向上計画の実施計画の中で、幸ノ元井手堰の取水口からの取水を実施するとおっしゃっておられました。

取水はいつから実施をされる予定なのか、またその取水の方法はどのようにされるのか、お伺いします。

また、取水方法は、歴史的風致維持向上計画の一環としての考えであれば、井手堰の復元を実施していただくよう要望します。

次に、2件目は、馬場区の学童通学路の安全対策であります。

幸府二丁目9番の前の水路にふたの設置を早急に実施をお願いするものであります。このことは、馬場区の自治会長、子ども会の役員さんよりの要望が強くされております。この水路は、ふたがなく、横の道路は車が利用するには道路の幅員が狭く、もちろん歩道もありません。この道は、太宰府小学校の通学路はもちろん、地域住民も利用する通路でもあります。正月から3月まで、観光客の車での本市に来られる方の駐車場の進入路にもなっており、非常に危険な道路でもあります。

したがって、この水路にふたをして歩道として利用できるように要望するものであります。ぜひ早急な実施をお願いします。

次に、3件目は、松川区万葉台地区の市水道水供給の実施についてであります。

万葉台団地は、昭和52年より開発、分譲された団地であります。当時は本市の水道水の供給は対応できず、生活用水は団地内で井戸による専用水道にて自治会で管理運営をして今日までに至っております。給水設備の老朽化により、漏水と断水の危機に直面して、応急措置を実施するとともに、平成18年5月に市の水道水の給水を要望されております。以来、当時の上下水道の部長、課長さんとの協議の結果、給水区域の手続に伴う国の認可と実施設計は平成20年度から平成21年度となる、県道4車線工事が平成22年度から実施されるからその工事に合わせて配管工事を行う方針、市水道水供給の実施は平成24年度からという約束になっておりますが、その後、市の担当の部課長さんもかわられております。現在、平成23年9月になりますが、約束のとおり、平成24年度に給水は実施できるのかをお伺いします。

以上、3件についてご回答をお願いします。

再質問については自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

ただいまの不老議員のご質問にご回答申し上げます。

御笠川にごございました幸ノ元井堰は、ご指摘のとおり、古くから由緒ある水路へ導水するための井堰でございました。太宰府市にとりましても、重要な文化遺産ととらえておりまして、その水路の機能回復は大変意義深いと考えておるところでございます。

平成15年の水害で流失したままとなっております。しかしながら、平成22年度、国から認定をされました、平成23年度から10年間の財政措置を受けるようになっておりますので、かねてから申し上げておりましたように、歴史的風致維持向上計画へ位置づけをいたしまして、幸ノ元での取水機能の回復を水路整備とあわせまして実施するように計画をしたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 幸ノ元井堰が導水する水路は、発掘調査等から起源が約800年前の平安時代終わりごろと考えられ、江戸時代の絵図や地誌にも描かれていることから、門前町が

形成されるに当たっての骨格の一つであるということは疑いないところでございます。大切な歴史的遺産であると認識しております。

また、平成15年7月19日の災害で流失した井堰跡からは、江戸時代の井堰の跡が発見、発掘されました。現在は、河床に沈んだ状態で保存されております。現在の取水は、幸府三丁目のふれあい広場付近からポンプで揚水して導水しておる状態でございます。

そこで、取水及び水路の重要性にかんがみて、歴史的風致維持向上計画において、水路とあわせまして、平成24年度から整備事業を開始する予定にしております。

取水方法につきましては、まず、平成24年度に調査研究を行い、幸ノ元からの取水方法の検討を行います。その際にはできるだけ自然取水が可能となる方法を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 今、ご回答の平成24年度から検討をするということですけど、今の時点ではどのような方法で取水をするのかというのはわからないのでしょうか。わかれば、お聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 今のところ、当初といいますか、最初、水害当時の取水口は、今の川の水面から約1mから1mちょっと上がったところでございます。これを自然取水で取水するということになる、それなりの井堰をつくらないといけません。今、いろんな方法を考えとるわけですが、上流まで、何といいますか、取水管を伸ばして、上流の高さが合うところから取水する方法とか、それからある程度の仕掛けといいますか、物をつくって、1mほどの水面差をカバーする方法はということで、今、無論、河川管理者であります県とも今協議をいたしております。はっきりこれというのは出ておりませんが、今後検討していきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） まだはっきり決まっていないということでございますが、実は、あの場所、さっきもお話がありましたように、平安時代からというふうにおっしゃいましたけども、太宰府市史が出ておまして、その中にですね、当初は木製ですね、木でせきとめて取水をしておって、それも水害で何回も何回も大水が出たら流れたり、そういう歴史を繰り返していったのではないかと思っております。

そして、これは、今の太宰府市域だけじゃなくて、それを修復するのに、今の筑紫野市あたりの、あちらのほうの大庄屋さんですかね、そういう方々も呼びかけて工事を実施をしたというような歴史がございます。だから、この地域で相当由緒あるというか、それだけ広範囲の方に知れ渡ってですね、修理をしていたと。そして、江戸時代にですね、木製ではもうどうしようもないから、石積みの堰をつくりたいというようなことを当時の黒田藩のほうに、役人のほ

うに、やっぱり当時の庄屋さんとかいろんな方が連名で要望を出したとかですね。そして、明治のときにですね、また石積みのものが壊れてしまっているから修理をまたするというようなことまで記述があります。私が小さいころですね、まだ小学生とかそのころに、あの付近でよく遊んだんですけども、その当時は表面をコンクリートで覆った立派な堰がございました。それが、ずっとそのままの状態であったんですけども、残念ながら平成15年7月19日の大水害で、もうそれは見るも無残な姿になっておりましてですね。さらにも、その後に木製の堰の跡と、それから石積みの堰の跡が露出してしまってますね。これは、歴史的なもので保存をしなければいけないということで、その保存のための堰をですね、今つくって、その上に自然の土砂で覆って保存をしているという状況でございます。

せっかくですね、私も相当費用はかかるんだろうからということで、上のほうから自然に取水をするということでもいいかなというふうに思っておりましたが、非常にこの歴史的風致ということから考えれば、歴史をですね、そういった歴史をこの平成の時代で切ってしまうて本当にいいのかなということを懸念をいたしております。できれば、やっぱりこの平成の時代にはこういう堰をつくったという、100年後のまた太宰府市史のですね、まだ追録版が何か出るかもしれないかもしれませんが、そのときにはそういうふうに記述をされるかもしれない。かなり、これはですね、難しさはあると思うんです。今言われたように、1 m何ば、底を上げればですね、また大水害で壊れるんじゃないかなとかですね、そういうことも懸念をされまして、非常に難しさはあると思うんですけども、高さが足りなければ幅を広げるしかしょうがないというのは、土木の方はご存じだと。要するに、断面積を、この断面積であればどれぐらいまでの雨が降っても大丈夫だという、これは、もう今の現在の土木技術ではよくわかることだろうというふうに思っております。

このことは、もうぜひですね、希望としては、私は堰をつくっていただきたいというのが希望ですけども、これはもう執行権は市長のほうにございますので、それをどうされるかはまあ言いませんけども、ただ、目的はですね、ぜひともできるだけ早くですね、途中から今、水を揚水していますけども、上からやっぱりきちっと流してもらわないと、空の水路になつとところは、見ると非常に汚いというか、いろんな面でやっぱり見た目が非常に、何といいましようか、もう見るにたえないような状況に、たまにはですね、掃除は近所の方がしていますけども、毎日毎日風が吹いてごみが入り込むとか、そういう状況でございます。できるだけ早く実施をしてもらいたいというのが第1目標でございますので、平成24年度から検討されるとおっしゃいましたけども、工事の実施はいつごろというふうなことが予測できましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 先ほど申しましたように、調査研究を行います。それによって、詳細な計画といたしますか、図面を作成いたします。取水方法についても、その時点で、おっしゃいますような、本来ならば、そういう井堰を復元するというのがいいんでしょうけど、なかなか

かあの場所で取水のためのみであの幅に井堰をつくるというのも、今の段階ではちょっとどうかというふうに考えております。

いずれにしましても、平成24年度、詳細な調査を行います。それが終了次第、工事にかかるということをご理解願いたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） よろしくお願いします。

あとは、ぜひとも市長の前向きの、もう一回、検討し直しをご期待申し上げます。

これで1件目は終わります。

2件目、お願いします。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 2件目の馬場区の学童通学路の安全対策についてご回答いたします。

幸府二丁目9番の水路は、本市の奥園雨水幹線のルートとなっており、水路断面1.2m、高さ1.2mのふたがない開水路であり、藍染川からの雨水排水も流入しております。

この水路横の道路幅員は、平均約5.5mありますが、観光客の車が通行し、通学路としては決して広い道路ではないと認識しております。

水路ふたの改良につきましては、平成20年度にJ A筑紫ゆめ畑太宰府店前の信号機のある交差点の上流側と下流側に水路ふたを約8m設置いたしまして、信号待ちの歩行者だまりとして待機場所を確保しております。

現在、ふたがない開水路部分は、延長が145mほどあり、歩行者の通路として水路にふたをかけることにつきましては、既設の水路壁の構造、それから耐久性等を考慮し、また、水路の維持管理についても関係者及び地域自治会との協議を行いながら水路のふたかけについて検討してまいります。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） これもですね、ふたかけは市のほうとしてもいずれは実施しなければいけないというふうに思っているんじゃないかなと思います。ただですね、やはりできるだけ早く、早く実施をしていただきたいかなと思います。というのはですね、馬場区の自治会及び子ども会のほうから要望が出ているかなと思います。これはですね、実は、小学生のランドセルが車に当たったとかですね、そういう話が私には聞こえてきているんですけども、この件について教育長は、その事実、つかんでいらっしゃるかどうかお伺いします。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 太宰府小学校校区の通学路につきましてはですね、今、ご指摘の箇所だけではなく、あちらこちら大変道が狭いというようなことで、早く改善の要望をしてほしいというのを数多く聞いているのが現状でございます。その中で、先ほどのような、大きな事故に

はならないけれども、接触をすとか、またひやっとするようなことが起こっているということは、校長から話は聞いております。ただ、この場所で、それが具体的に起こったということまでは、私はとらえておりません。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 通学路でですね、狭いところ、今おっしゃいましたように、狭い道がたくさんあります。狭くても構わないところは幾つもあるんですね、車が通らなければ狭くてもいいわけでございます。ただ、場所によっては、狭いけども車の通行量からして危険であるという場所ですね。狭くても危険じゃないというところもあります。あそこは、冒頭にも申しましたように、正月から3月まで、特に観光客の駐車をされる方とか、あるいはまた、近くの人も通りますけども、他から来られた車というのはですね、ややもすると、そこが通学路である非常に危険な場所ということをごどこまで認識してあるかというのは懸念されるわけです。地元からそういう声が出た場合には、これはやっぱり早急にやっていかないと、まだランドセルが、こう何というか、さわったぐらいだから、そりゃあ、そういうこと狭いからあるやろうということもあるかもしれませんが、かつて私どもは、安全というか、企業安全とか、そういうときに300回ひやっとするようなことがあったら、こつんとそういう当たるのが30回、30回それを放置すると3回は大きな事故になる、それを放置すると死亡事故になるというようなことを教えもされ、また社内でもそういうこととお話をして、だからひやっとするようなことが起きた時点でやっていかないと大変なことになるんだよということをごですね、社内でもいろいろと教育をしたという経験を持っております。だから、やっぱりそういうときに早く芽を摘むということが、私は絶対に必要じゃあないかというふうに思っております。

もう一度お聞きしますけども、具体的にあそこのふたをですね、いつぐらいまでにごできるかというのを再度お聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 先ほど申しましたように、現在の水路の状況もでございます。平成24年度、新年度以降、予算要求はもちろんしていきたいと思っておりますけど、こういうご時世でございます。2年、3年かかるやもしれません。努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） もう少し早くやりますというのをちょっとお聞きしたかったんですけども、2年か3年という残念な返事であったと思います。やはり通学路としてのですね、やっぱり大人の目線と子供の目線というのは違うんです、高さが。だから、あの小さい子供がですよ、何かでっかいのがこう見えて通っていく、その怖さを感じながら行く通学路ということもございまして、ぜひとも、これ、建設経済部だけじゃなくて、教育部のほうもご検討いただいて、できるだけ早く実施をしていただくように重ねてお願いをいたします。この件は終わり

ます。

次をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） 次に、3件目の松川区万葉台地区への市水道供給実施についてお答えをいたします。

松川区にあります万葉台団地で専用水道を自主運営されています万葉台団地自治会から、ご質問にありましたように、平成18年5月16日に太宰府市水道事業としての給水区域への編入要望をいただき、水道事業者といたしまして区域編入について種々検討を行いまして、区域編入することを決定をいたしております。

その後、平成19年度から万葉台団地自治会との協議を重ねながら、平成20年度には区域編入のための設計業務を行い、国との協議に必要な設計図書等を整備し、平成21年度厚生労働省と協議の結果、平成21年12月11日に水道事業変更の届けを行いまして、平成22年3月15日にその承認をいただきました。

配水管布設工事につきましては、当初、県道筑紫野・古賀線の4車線化工事にあわせて着手することといたしておりましたけれども、現在の県道拡幅事業の進捗状況から判断いたしまして、平成24年度には配水管布設工事に着手すべく、既存県道部分での配水管布設による実施設計業務を先月8月に発注したところでございます。

今後とも県との県道占用や工事協議を行いながら、松川区万葉台団地自治会とも協議を重ね、市水道供給実施に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） もうかなり実施計画が進んでいるというお話を伺いまして、安心をいたしました。あそこの団地ですね、もう既存の自分たちの配管とかですね、それから施設とかそういうものが非常にもう老朽化をいたしまして、いわゆる給水率ですかね、くみ上げたのがお客さんのところに届くのは、その率が非常に低くなってきておましてですね、いつ断水にするかというようなことを心配しながらおられるということで、この件につきましては、その当時の上下水道部のほうにお願いをしましたら、快く前向きに取り組んでいただいたところでございます。しかしながら、ちょうどそれと同時にですね、県道筑紫野・古賀線が4車線に拡幅するということが決まりましたですね、できればそのときに工事をしたいと。というのは、いろいろ理由はあると思いますけれども、工事のやりやすさとか、拡幅する側にそれを埋設してやれば、費用的な面もいろいろなことが浮くと、安くなるということもありまして、それはもうそれでやっていただければありがたいなと思っておりますけれども、なかなか拡幅工事というのは、用地の買収で滞ってしまっておりまして、これは困ったなということですが、確認をいたしますけれども、現状では、県道の拡幅が遅れても、設計をですね、埋設予定地の設計を変更して、平成24年度中までには仕上げるというふうな計画というふうな解釈を

していいんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（三笠哲生） この間の経過につきましては、ご質問、あるいは私の先ほどの答弁のとおりでございます。平成24年度に既存県道部分での布設工事の内容で、先ほど報告しましたように、先月8月に実施設計業務を発注をいたしております。平成24年度に工事着手できるよう努めてまいりますけども、再質問の中でありました、平成24年度に工事完了という分についてはですね、全体、2,000mほどの布設工事、圧送でのポンプ場の整備、それと県道拡幅に伴いまして、松川の配水池が移設を余儀なくされております。その工事の関係もでございます。平成24年度に発注するということについては、それでまいりたいと思っておりますが、工事期間については、沿線住民の方のご協力とかですね、いろいろな要因がありますので、ここで、私としては平成24年度に完成したいとは思っておりますけども、現実そうなるかどうかについては、種々要因を解決していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。9月議会におきまして通告書記載の3件について質問をさせていただきます。

1件目に、国民健康保険税について、2項目伺います。

まず、国民健康保険税の医療費の一部負担金（窓口負担）は、失業など特別な事情があるときは、国民健康保険法第44条で減免されることになっています。

近年、国保加入者の全国的な傾向は、農業や自営業者の加入が減り、低所得者や無職者が多数になったこととあわせ、これまで加入していた農業者、自営業者の所得が激減しているという実態が言われています。

太宰府市でも、課税の実態といたしまして、所得200万円の40代夫婦、子供2人の場合、35万7,000円、所得の17%を超える国保税の課税が行われています。これだけ高額な課税があり、さらに病院窓口や調剤薬局での3割負担があり、所得の低い人ほど大変な思いをされている実態がございます。医療費が心配で病院受診を控え、結果として手遅れになって死亡するといった事例も全国では報告されております。そういった悲劇を起こさないためにも、国保法第44条に基づいた対応、減免制度の実施を行うことは喫緊の課題であると考えます。

厚生労働省は昨年の9月、全国の都道府県に対して窓口負担の減免の取り扱いについての通知を出しており、通知を出した厚生労働省は、この内容について最低限のものとしておりま

す。太宰府市でも、通知に基づいた対応、実施を求めますが、見解をお聞かせください。

2項目めに、国民健康保険の広域化について伺います。

昨年の9月議会でも広域化については質問いたしました。その後、福岡県では、昨年末に広域化支援方針を作成し、各自治体への説明なども行われていると思います。同時に、この間の動きといたしまして、全国知事会は、都道府県が国保を直営とすることに反対を表明し、現在の後期高齢者医療制度と同じように広域連合の形態として運営されることが予想されております。

国保の広域化に関して、厚生労働省の通知では、市町村の一般会計からの繰り入れによる赤字補てん分は、保険税の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化の推進などで、できる限り早期に解消することとしておりますが、この通知に基づいた対応をした場合、太宰府市の国保加入者の保険税はどうなるのか、お聞かせください。

2件目に、若者の支援策について伺います。

さきの6月議会の施政方針で市長は、重点政策の6点目に、若者が集い、活躍できるまちにしますと述べられ、ソーシャルビジネスやエコビジネスについて積極的にバックアップをし、現在の長引く不況の中、ピンチをチャンスにかえることで、若者が夢と意欲を持って、この太宰府の地で起業できるように支援してまいりたいと言われております。支援していくあり方、若者の定義について、市長に基本的な認識を伺いたいと思います。

市長は、ロスジェネレーションという言葉をご存じでしょうか。直訳しますと、失われた世代と言いますが、訳語でありますロスジェネという言葉が有名であります。1972年から1981年に生まれ、私も81年に生まれておりますので、このロスジェネ世代と言われておりますが、バブル崩壊後の失われた10年の間に社会に出た世代を指します。2011年の現在の年齢に当てはめれば、29歳から39歳の年齢になりますが、今回の支援策で対象として考えておられるこの若者は、ロスジェネと言われるこの年齢のところを含むのか、それとももっと若いところを指すのか伺います。

また、施政方針に基づき、市として具体的な支援策の実施に向けた取り組みをしておられましたら、あわせてお聞かせください。

市民図書館の利便性の向上について、2項目、質問させていただきます。

1項目めは、太宰府市内の公共施設、駅頭での市図書館の図書を返却できるようにするブックポストの設置についてであります。

現在も市民図書館に来館することが難しい方には、すくすく号を運行して対応しておられます。この運行を楽しみに待っておられる方も地域には大勢いらっしゃると思いますが、日中仕事を持っておられる方は、すくすく号の利用の対象からも漏れているのではないのでしょうか。駅頭にブックポストを設置することにより、一例として通勤途中に読んで、読み終えた図書をそのまま返却できます。ブックポストの設置を検討していただきまして、指定管理者であります太宰府市文化スポーツ振興財団とも設置に向けた協議を行っていただきたいと思いますが、見解を

求めます。

次に、小学生をお持ちの父母の方からお聞きした話ですが、夏休み中、図書館に学習に行ったらスペースがなかったというお話を伺いました。そういった場合、2階にあります中央公民館のあいている部屋を学習室として使用することはできないのかというお話です。図書館というのが、単に本を借りる、返すだけの場所ではなく、夏休みの宿題や調べもの等の役割を果たしていることから、検討が必要であると思います。見解をお聞かせください。

再質問については自席で行うことを述べまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1件目の国民健康保険税についてお答えを申し上げます。

まず、1項目めの国民健康保険法第44条に関しての厚生労働省からの通知についてでございますけれども、国民健康保険法第44条で、被保険者が特別の理由により、医療費の一部負担の支払い等が困難となられたとき、そのときは一部負担金の徴収猶予または減免をすることができるように法ではなっております、厚生労働省からの通知が来ております。それぞれの市町村の考え方によって、このことの制度を行うか、行わないかというようなことは、裁量権が与えられておるところでございます。

私も、かねてから、この国保医療等については、いろいろ問題点等が多々ございます。本当に真に医療費が払えない人につきましては、私は、この制度を取り組む必要があるというふうに思っておるところでございます。このことについても、太宰府市におきましては当たり前のように取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、2項目めの広域化についてでございますけれども、全国的に市町村国保につきましては、厳しい財政状況下でございます。大きな問題でございます。財政赤字あるいは税負担等につきましては、市町村に格差がございます。単独では改善が私は困難な状況にあるというふうに思っておりますので、広域化が必要であるというふうに考えておるところでございます。

医療は、全国平等であるべきというふうに考えておまして、国民健康保険の安定的あるいは持続的な運営を行っていくための抜本的な改革を引き続き、今後も積極的に国あるいは県に要望していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答させます。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 1項目めについてでございますが、国民健康保険法第44条に、特別の理由のある被保険者が保険医療機関、病院等ですけど、に支払う一部負担の支払いが困難であると認められるときは、その一部負担金について保険者は徴収猶予または減免をすることができることになっております。

この特別理由についての基準は、具体的には市町村が独自に決めますが、地方自治法に基づく国からの技術的助言として、厚生労働省から通知が参っております。

通知の内容といたしましては、災害等によります重大な損害を受けたとき、失業などにより

収入が著しく減少したとき、また、収入の条件、入院療養を受けられておる被保険者の世帯であることなどの基準が通知により助言されております。

法第42条の規定を踏まえまして、第44条の特別な事情による一部負担金の減免規定でございますので、他の自治体の情報収集などを行い、被保険者間の公平性が損なわれることなく、皆様のご理解が得られるよう、規定の作成に当たって慎重に検討しているところでございます。

次に、2項目めについてでございますが、福岡県においても、県単位の広域化の推進をするため、平成22年12月27日付で、福岡県市町村国保広域化等支援方針を策定されております。

県単位で市町村国保を広域化し、一元的運用を図っていくためには、県内の市町村で異なっております保険税の算定方式の標準化や、多くの市町村国保が抱えております多額の赤字解消など、大きな課題がございます。

単独の市町村国保では取り組みが困難な事項について、意見調整を図り、事務の共有化、事業の共同実施で、効率的、効果的な国保の事業運営をするため、現在、福岡県市町村国保広域化等連携会議が設置されております。

広域化に向けまして、事業運営につきましては、医療費通知、特定健診の受診率向上対策等の共同実施。財政運営では、保険財政共同安定化事業の拡大の検討。県内の標準設定につきましては、保険者規模別の目標収納率の設定などがワーキンググループで検討されておりますが、標準的な保険税の算定方式、赤字解消等については、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいため、国の制度改革の動向も踏まえて検討されている段階でございますので、具体的な内容の決定までには至っていない現状でございます。

平成20年度の大規模な医療制度改正により、概算で交付、拠出を行い、2年後に精算を行う仕組みが導入されております。平成22年度の交付金、拠出金は、平成24年度を待たないと確定いたしませんし、参考となる実績が乏しいことから、今後の推移を見込むのは困難と思われまので、一概には申し上げられませんが、平成22年度決算の赤字額を保険税だけで補てんするのとしたら、1世帯当たり約3万円の引き上げとなります。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） (1)(2)それぞれで、順を追って再質問させていただきたいと思いますが、まず、第44条に関しましては、市長のほうからこれまでよりもかなり進んだ、取り組んでいきたいというような答弁をいただきましたので、ちょっと私がこの後想定していたこととちょっと違うもんですから、今頭の中でちょっと整理もしながら質問させていただくことになると思うんですけども、まず、その第44条の関係では、これまで例えば本会議ですとか決算特別委員会のときとかに質問していたときには、大体、担当の部長のほうからは、その財源の部分というところも実施をしない、何というんですかね、実施できない一つの条件であると、条件といたしますか、実施が難しい、財源の根拠が明確ではないということもひとつ過去言われていたと思いますが、今日資料を配付をさせていただきました、9月11日付のしんぶん赤旗の日曜

版の記事ですけれども、特に実施格差の広がりという小さな表題のところの2段目のところですね、厚労省の通知のところ、2段目の6行目ですね。そして、2010年9月、厚生労働省は減免制度の国基準を示し、それ以上の制度実施を求める通知を出しました。国基準の減免費用の半分は、国が負担金、国保の特別調整交付金とするということをしてきましたというように、今日資料で配付をさせていただきましたが、この調整交付金という、ある程度、その財源といえますかね、財源、根拠も示されましたが、その場合に基づいて、第44条でできること、3つ規定されております。一部負担金を減額すること、一部負担金の支払いを免除すること、それともう一つが、保険医療機関等に対する支払いにかえて、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予すること、この3つがあるんですけれども、大体取り組んでいきたいという方向性としてどれを、第44条のこの1から今述べました3、全部やっていただければ私は段階に応じて、状況に応じてやっていただければいいと思うんですが、一体どこを目指して今後取り組みを進めていくお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまのご質問でございますけど、先ほど市長のほうで申されましたように、市町村のやっぱり裁量というのがございます。太宰府におきましては、決算特別委員会でも出てまいりますけど、現在の累積赤字が約3億2,000万円というふうになっております。そういったところも含めまして、今までも、やはりここ十数年来赤字になっておりましたので、こういった取り組みにつきましては、慎重に取り組んできていたところでございますけど、やっぱり昨年のもた通知がございまして、そのあたりも含めまして、今後、先ほど申しましたように、規定等の作成をしていきたいというふうを考えております。

昨年、平成22年の通知につきましては、やはり今までのこの猶予等の条件といえますか、それにつきましては、震災等火災等による家屋の損失とか流失ですね、また失業等により収入が著しく減少したときという条項でございましたけど、それにあわせて、昨年の通知の中には、入院療養を受ける被保険者がいること、また、世帯主及び世帯に属する被保険者の収入は生活保護基準以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の3カ月以下の世帯、減免の期間は1カ月を単位として3カ月までを限度とするというふうな内容が盛り込まれております。そういったところも含めまして、太宰府市としてどこまで今後、この第44条の通知を適用していくかというところは、慎重に検討、近隣の状況等も踏まえて検討していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 何か、今部長の答弁をお聞きしますと、市長が取り組んでいきたいということをおっしゃったんですけど、部長はちょっと何か慎重にということをおっしゃられて、ちょっと何か、あら、後退しちゃうんかななどと思ったりもするんですけども、その行政の裁量そのものは、私も当然否定はいたしません。ただ、じゃあ、ちょっとあれですけども、財源のところ

ございます。今日資料で配付させていただきました、国が調整交付金の、費用負担の半分は国が調整交付金で対応するというにもなっておりますから、それに基づいての試算を早急にやっていただきたいと思うんですけども、それについて実施をされるお考え、ございますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまの質問につきましては、生活保護の基準等もございまして、そのあたりを慎重に見ながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 早急にこれはしていただきまして、議会にも何らかの形で機会がありましたらきちんと説明していただきたいということをお願いしておきます。

それで、広域化のところに移りますけども、先ほど部長の答弁でいただきました広域化に基づいて厚労省の通知に対応した場合、太宰府市の今の国保の財政状況の運営をした場合、その通知に基づいた対応した場合、1世帯当たり3万円の負担が増えるというようなこと、具体的な数字として答弁出していただきましたけども、じゃあそうなることに対して、今後、広域化に向けて進む中で、太宰府市としてはどういうふうに進んでいくお考えなのか、その3万円の負担が仮にもう国保の加入者の方にかぶさるような形で対応されるのか、それともそういった形では、別の対応を考えておられるのか、その点について認識をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど申し上げましたのは、現在の平成22年度までの累積赤字が約3億2,000万円上がっておりますので、それを国保世帯で単純に除した、割ったときが大体3万円ぐらいということで申し上げました。実際には、家族の世帯構成、また収入等によって、かなり金額等は変わってまいりますので、先ほどの3万円というのは、世帯数で赤字額を、保険税でもし賄うとした場合でございます。

その赤字解消に向けましては、いろいろ市としても検討してもらわないといけないというふう考えておりますけど、例えば、先ほど申しましたように、保険税だけでそれを賄うのか、または、法定外を取り入れるのか、そのあたりはもう慎重に当局とも検討していきたいというふう考えております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） ただ、広域化に当たりましてはですね、その広域化が、例えばどういう形で進むのかというのを考えていただかないといけないと思うんですよ。例えば、今のその累積の赤字の状況も含めて、そういったのもう持ってきてもらっていいですよと言ったらあれですけども、嫁入りなり婿入りなりするときにですね、そういった状況も踏まえてきてくださいと言われるのか、いや、そういったところはきちんときれいにして入ってきてくださいと言われるのかによって、その国保に加入しておられる方の負担が大きく変わってくると私は思うんですけども、それに対して、先ほど壇上でも述べましたけども、福岡県が策定しました、

ここに持ってきましたけども、広域化等支援方針というのも読みましたけども、どうもこれは、国の通知に基づいて、何か対応していくことを前提にしてこれはつくったものじゃないかなど、私はちょっと読むと認識してしまうんですけども、例えば国保の収納率の向上でありますとか、医療費の適正化の推進というのは、当然本市でも、今取り組まれている内容であるということは、この間、国保の問題、何度も一般質問や、あるいは予算決算でも取り上げてきましたのでわかりますが、もうそうになると、残されている部分が、この赤字の解消をどうしていくのかということにしか、太宰府市の課題で、あとの2つがですね、全く課題がないとは言いませんけども、この赤字の解消をどういう方法にするのかということも、するのが大きな主題になってくるんじゃないかと思うんですね。そうなったときに、今、部長のほうからも法定外の繰り入れということも答弁でありまして、それも慎重に検討、いろいろ方法を検討していかなければならないということもありましたけども、この法定外の繰り入れも、ちょっと決算特別委員会で聞こうと思っていたんですけども、今答弁で言われましたので、ちょっと言わせていただきますけども、そういったところを本当に検討してですね、国保の加入者の方が負担がこれ以上増えないようにしていくという対応を当然太宰府市としてとっていかないといけないと思いますし、同時に運営の方式が仮に県単位の広域連合化で行った場合ですね、今の後期高齢者医療制度を広域連合方式で運営されておりますけども、多くのその広域連合で運営することによって、例えば県との関係でも課題が見えてくると思うんですね。その一例の一つに、広域連合が毎年県に財政支援の部分で、これは後期高齢者の運営の部分ですけども、財政支援を要請しているけども、県はそういった要請に背を向けているというような実態もありますが、その部分に照らし合わせてですね、国保の保険を守ることと、適正な負担、現在よりも負担が増えないような対応をしていくという必要があると思いますけども、その点について今後、それぞれの準備段階で詰めていくというような方針というか、考えをお持ちでしたらお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この国保事業の県の一元化については、やはりどこの市町村も行き詰まりの状態、単独では生き残れないという状態の中から、やはり国も県も認識をされて、一元化をしていこうということでございます。このどこの市町村も赤字であるわけでございます。県で一元化しますと、その負担を県がすべて賄わなきゃいけないというような危惧もありまして、県のほうは、今、及び腰というんですかね、そういう状態にあると思います。ですから、もしこれが統一されますと、やはりきれいに精算をして、そして新規に発足しましょうと、そういうふうな方針がどうも見えるようでございまして、先ほど言いましたように、太宰府市では3億2,000万円の赤字がある、この解消に向けて今後どう考えるかということも、我々今、真剣に考えているところでございます。やはりこの一般会計ですべて補てんするというのはたやすいことかわかりませんが、これは、今、ほかの保険に入っている方の税金を使ってその補てんをするということですから、二重に負担をされるというふうになりますので、軽々にすべ

てそれをしているのかどうか。やはりいろんな健保組合でも保険料を随分高くして赤字解消してある保険がほとんどでございますので、そういうことを見きわめると、やはり国保に加入されている方についてもある程度の負担を。非常に国保会計はさらに厳しゅうございますので、そういうところを皆さんの理解を得て、一般会計からも幾らかの負担を、それにプラスの、皆さんも国民健康保険を守るために、やはり医療費の削減、例えば、ジェネリックの薬品を使いましょうとか、あるいは本当に、何というんですか、病院に行くのが日常茶飯事のようなサロンのような使い方はやめようとか、そういうことも含めながらですね、今後進めていきたいということで考えておまして、やはりその辺のバランスを考えながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、副市長が言われました一般会計からの補てんのあり方の中で、見方の一つとして通常の会社の社会保険等の健康保険の負担されている方の納税されたものを使ってということと言われましたけども、その視点でもう一件、私のその視点から言わせていただければ、例えばですね、その会社で健康保険を持っておられる方というのは、当然労使折半という形で対応がされていると思います、その保険料の部分がですね。当然、加入者の方も半分は負担されておりますし、会社側も半分負担しているわけですけども、国保に加入しておられる方というのは、もう全部加入者の負担に保険料がなっているところがあるかと思えます。私は、そういった部分からも、ちょっとその点からいえば、もう少し国保の改善といいますかね、一般会計からの法定外の繰り入れ等も柔軟に考えていただきたいというふうに思っておりますし、この国保の問題は、今日は今までよりは前向きな答弁をいただけたと思いますので、今後も実施に向けてですね、円滑に行きますように対応を早期にさせていただきたいということをお願いいたしまして、1件目については質問を終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） さっき、今言われましたように、国民健康保険がすべて保険に加入している方だけの税で運営されていると言われましたけども、これは、国からの補助金、先ほども言われましたように、補助金に、何ですか、調整交付金ですかね、がありまして、約半分近くぐらいは同じような形で国が負担をするという形になっておりますので、ちょっとその辺は誤解があったらいけないということで補足説明をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） じゃあ、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（井上保廣） 2件目の青年への雇用支援政策についてご回答申し上げます。

6月議会の施政方針におきまして述べましたけども、私は、太宰府をさまざまな可能性を持つ若者たちの活気に満ちた、あるいは元気あふれるまちにしたいと、このように思っております。それには、若者に夢を持ってもらい、みずからの力によってその夢をかなえるための支援をしていくことが重要であると、このように思っております。このことから、若者が集い、活躍できるまちの構築に向けまして、主に社会教育団体あるいはNPO団体、自治会長などの代表者から成ります太宰府市げんき若者活動推進会の会則を制定をしたところでございます。

そして、現在、18歳から35歳くらいまでの若者を市広報でありますとか、あるいはホームページで広く募集をいたしますとともに、ジュニアリーダーズクラブOBなどにも声をかけて、組織づくりをしていきたいというふうに思っております。

今後は既に活動を行っている商工会青年部との交流でありますとか、あるいは市長との懇談会、あるいはワークショップなどを行いました。若者たちが何かやりたいというエネルギーをゆさぶりたいと、このように思っております。

さらに、グループに分かれての活動、実践活動を行い、コンペティションなどを開催したいとも考えております。1回のイベントに終わることなく、若者たちのボランティアでありますとか、あるいはソーシャルビジネスに発展させたいと、このように思っております。今後、この推進会議で協議をし、具体的な支援内容や方法を決めていく予定でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、市長からの答弁で、具体的な施政方針の中で想定されていた年齢のところといいますか、18歳から35歳の若者が今いろいろ集まってきているという趣旨の答弁をいただきましたけども、その中で私が壇上で述べました、ちょうどロスジェネと言われるような年代のところも含まれているというふうに認識をいたしました。それで、まずそういったところの若者がどういう時代を育ってきたかということも検証しながらですね、今後ソーシャルビジネスと言われるような部分を発展させていく上で対応していくことが重要じゃあないかなというふうに思うんですね。例えば、ソーシャルキャピタルといいますと、どうしても人と人とのつながりというか、そういったことをイメージするんですけども、若者がじゃあ中学、高校とどういう時代を育ってきたかと言われると、考えるとですね、人と人とのつながりよりも、どちらかというと自分一人一人が勉強して、少しでもいい点をとってというような、人と人とのつながりというのをどちらかというと遮断されるようなですね、教育のあり方とか、そういった部分がされてきた年代も含まれると思いますので、そういった部分も含めた対応策が必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども。

これはもう一点、追加でお聞きしたいと思うんですけども、市長が想定されています、例えばそのソーシャルという言葉のイメージとかですね、人と人とのつながりとかの部分をもう少し詳しくご説明いただければと思うんですけども。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） そもそもこのこと、私の公約といいましようかね、マニフェストに掲げまし

た、若者が集まり、活躍できるまち太宰府にしますというふうなものを取り上げましたきっかけは、今、藤井議員がおっしゃいましたように、29歳あるいはその当時の学校でのつながりそのものが切れておるといふような状況等を訴えられたわけでございます。そうした青年たちが社会経済のひずみの中でもがいておるといふようなことも知ったわけでございます。能力がある、大学は行った、就職がない、そういった悩み。安定した、いわゆる一般的に言われております安定したところに就職についていない。契約社員のなところに行っておる。よく話を聞いてみると、能力もやる気もある。これは社会の責任ではないかというふうに私はとらえたわけでございます。そういった若い人たちがみずから語り、考え、そして社会のひずみがたくさんございます。少子・高齢化の問題、あるいは子育ての中に、あるいはごみの問題、あるいは高齢化の問題等々についても。ただ単に、行政だけでそのことを解決するというようなことではなく、ソーシャルビジネスとして、そういった社会的な課題を解決していくという一つの原動力として、そういった若者がみずからのまちをみずからでつくり上げていこうと。

今、私のところに来ております、そういった若者の中には、NPO法人の手続をとっております。そして、地域大学、そこには就業の支援のための講習会、あるいはいろんな著名な方を、あるいは実践者を講師陣として迎えての、そういった研修会、講習会を開催したり。そうすることによって、その若者がスキルアップをしていく、あるいは、その機会に、最終目標はそれぞれあったとしても、今のソーシャルビジネス、社会的な課題、例えば一つとってみれば、ごみの問題、ごみの堆肥化をしていくというふうなこと、そこにそういった、これは若者に限らなくてもいいと思うんですけども、介入をし、そして循環型社会を構築していく、堆肥化することによって、ごみの処理費用を軽減をしていく。そうすることによって、その軽減、そのものの経験もありますけれども、そういった要らなくなった、不要になった経費等々を福祉・教育の分野に振り向けていくと。今からは社会的なひずみ、社会課題というふうな、そういったところがビジネスとしてつながっておる。私どもが、それは感じてない、見てない、企業が採用しないというようなことであれば、起こす起業、起こしてソーシャルビジネスとして起こしていったらどうだというふうにしているんです。そういったところを行政として支援をしていく。そのことが、次世代、10年後、20年後の若者、社会を支える若者を育て上げる、そういった役割が行政の中には一面としてあるというふうな思いから、公約として打ち上げておるといふような状況でございます。これに向かって、今集まってきている若者たちだけではなくて、団塊の世代の皆さん方も含めて、そういった力を結集しながらまちづくりを行っていきたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） もうこれは最後、要望にとどめますけれども、また今の経済情勢見ますと、円高を原因としてですね、企業の派遣切りとか、そういったところもまた発生しているように言われておりますので、今回のこの取り組みを引き続きアンテナを行政が張っていただいでですね、そういった経済情勢とか見たときに、若者がどういう実態になっているのかという

のを敏感に察知していただきまして、こういった形で対応をですね、進めていただきますように、根を引き続き張り続けていただきたいということをお願いいたしまして、2件目の質問は終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 3件目の市民図書館につきましてご回答申し上げます。

1項目めのブックポストの設置につきましては、現在、本の返却方法は図書館本館と移動図書館車でできるようになっており、図書館が開館中は直接カウンターに返還されるか、入り口に設置しております返却ポストに投函していただいております。移動図書館車は、図書館本館から離れた公民館、公園、小学校、老人施設など、市内37ステーションを2週間に1度、巡回を行っており、貸し出しと返却も図書館同様に行えるため、子供や高齢者も多く利用をいただいております。

返却された本につきましては、図書館での返却処理が行われた後に、次に貸し出しができるようになっております。

昼間、お仕事をされておられる方には、土曜日や日曜日に返しに来られて、また次の本を借りていかれるようでございますが、ほかに返却ポストを設置するとなりますと、場所の選定を初め、ポストの購入設置費用や、毎日回収に要する経費がかかってまいりますので、増設の計画につきましては、現在持ってはおりません。

次に、2項目めの長期休暇中の学習室の運用につきましてご回答申し上げます。

夏休み期間中には、たくさんの子供たちが調べ学習のために図書館を利用しておりますが、図書館は原則といたしまして図書資料を利用するための施設でございますので、特設学習室は設けておりません。

なお、図書館の資料を使って調べものを行うための机といすを12席用意いたしております。

市内の施設では、ルミナスの図書室やいきいき情報センターの学習スペースなどもございますし、中央公民館2階ホワイエにも市民ホールのイベントがないときにはオープンスペースとして開放いたしております。

また、公民館の部屋のあいた時間の利用につきましては、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） ブックポストの設置につきましては、現在のところ計画はないということですが、お話を聞きますと、図書を借りて読み終えて、返し忘れじゃあないですけども、そういった図書館がちょっと遠いというような、そう頻繁に行かないとかですね、そういったこともあつたりしますし、駅頭とかですね、そういった公共施設の中でブックポストの設置というのは、私は検討の余地があるんじゃないかなとも思うんです。それは、(2)の学習室の運用の問題と関連いたしますけども、例えば夏休み中、中央公民館の空き部屋が使えな

いのは、恐らく定期利用団体の関係でありますとか、そういったところを想像するんですけども、例えば、じゃあ図書館で本を借りて、いきいき情報センター等の学習スペースのところに行って、そのまま図書を利用して学習をした場合ですね、図書館方面にまた帰る途中だったらそのついでに返せばいいと思うんですけども、例えば図書館とは逆の方向ですね、いきいき情報センターから北谷、連歌屋、あるいは青山とかそういったところを想像したときに、また図書館に戻って返すという部分があったりしますので、例えばいきいき情報センターですとか、そういったところには、私はブックポスト等の設置の検討の余地はあるかなと思うんですけども、そういった点で再度検討していただきたいというのが1つと、あと、もうついでにお伺いいたしますけども、夏休み中の学習室の運用の状況としまして、中央公民館のオープンスペースのところを今言われましたけども、そういったところへの、じゃあ父母の方、あるいは当事者の小学生あるいは中学生への周知のあり方というのはどういうふうになっているのかということをおわせて答弁お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 太宰府市教育委員会といたしまして、この市民図書館の運営方針というのは、ご提言いただきましたように、市民の方がだれでも、どこでも、いつでも利用できる図書館という部分を基本方針に持って運営をさせていただいております。

今、言われましたブックポストにつきましては、先ほど答弁申し上げましたけれども、経費の問題の課題とあわせて、ポスト管理、安全管理の問題とかですね、図書の返却時間の問題、あるいは図書の傷みとかという問題もございます。そういった問題をやはりサービスする上においての課題というふうに考えておまして、これらを解決するための調査とかですね、研究はさせていただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の学習室の設置ということで、図書館だけを考えますと、太宰府市の図書館の運営方針の中には、学習室の設置については基本的にはしてないという方針を持っているんですが、今ご提言いただきましたように、中央公民館という施設を隣り合わせで複合で持っております関係も確かにございます。そういったことから、昨年度、ホワイエの開放というものをさせていただいた状況でございますので、これらの利用、ホワイエの利用状況を今後確認させていただきながら、今後の学習室の設置につきましては、検討はさせていただきたいと思っておりますが、学習室の設置につきまして、今すぐ部屋を設けるということではなくて、ホワイエの利用状況もですね、あわせて確認していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 学習室の設置については検討ということを今、教育部長の答弁でもいただきましたけども、そのじゃあ学習室が今ないという現状に照らしてですね、小・中学生、夏休みあるいは長期休暇中に学習等で、調べもの等で利用したいという要望があったときに、もうこれは繰り返しになりますけども、さっきる言われました、各種そういった公共施設です

ね、いきいき情報センターでありますとか、いろいろ施設を言われましたので、そういったところですね、ありますという案内だけはきちんと図書館のほうでそういった要望があったときにやっていただきたいのと、あわせて夏休みが始まる前を見越してですね、市政だより等でも再度啓発活動は行っていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 議長の許可がありましたので、私は、6月の代表質問でも取り上げましたけれども、安全で安心して暮らせるまち、この中の防災対策についてお伺いをしたいというふうに思っております。

代表質問の折には、質問の回数の制限もありまして思ったところまでの質問ができませんでした。今、太宰府においても、想定される災害としては、河川のはんらんによる災害、土砂崩れによる災害、そして地震による災害が想定をされると思っております。今回私は、6月の議会後も各地で局地的豪雨またはゲリラ豪雨と呼ばれる大雨が発生し、多大な損害を受けております。そこで、もう一度お尋ねいたしますが、太宰府市内を流れる河川は大丈夫なのかどうか。今回は、土砂崩れまたは地震による災害は次に回すとして、河川に限っての一般質問をさせていただきたいというふうに思います。執行部の見解をまずはお尋ねして、再質問は自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の防災対策についてお答え申し上げます。

平成15年7月の大雨によりまして、御笠川流域では道路の冠水でありますとか、あるいは住宅の浸水被害が相次ぎました。また、土石流によりましてところの土砂災害が発生をし、甚大な被害が発生したところでございます。

近年の地球温暖化などの影響によりまして集中豪雨が懸念をされております中で、御笠川につきましても、一応の改修工事が完了をいたしておりますけれども、治水安全度の向上を図りますために、改修が必要な箇所を整備につきましても、事業の促進及び適切な河川管理を要望をしてみたい、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長より経過を含めて回答をさせます。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） それでは、続きまして河川の防災についてご回答いたします。

本市におきましては、先ほど言いましたけど、平成15年7月の大雨によりまして市内の各所で甚大な被害が発生したところでございます。御笠川流域では、河川がはんらんし、浸水被害が相次ぎまして、災害防止のため、河川激甚対策特別緊急事業、河川災害復旧関連緊急事業及び河川災害復旧助成事業等によりまして、災害対策事業が実施されたところでございます。

これらの事業では、市内で言いますと、御笠川と鷺田川の合流地点から、河川の川幅を拡大し、落合橋も当時の長さ29mから約59mに改築しました。それから、下川原橋もかけかえております。それから、下流の竹の越堰も幅26mから42mのゴム堰へ改築するなど、河道を拡幅することによる流下断面の大幅な拡大を図っておるところでございます。このことから、平成15年7月の大雨による同規模の洪水は、安全に流せる災害対策工事が行われたと思っております。

また、河道に堆積した土砂や樹木の撤去につきましては、御笠川の管理者であります那珂県土整備事務所によりまして撤去されており、今後につきましても、河道の堆積土砂及び樹木の撤去など、適切な河川管理を要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 激甚災害で復旧工事をされたのは、もうそれでよくわかっておりますが、その後今、全国各地で起こっておる大雨というのは、かつてない大雨が降っているところが多い。だから、私が聞きたいのは、今の状況で太宰府市としては、河川を今のままで平成15年のときよりも降らなければ全くオーケーだという見解はそれでいいわけですが、それだけで本当に安心して暮らせるのかどうかというね、今まで平成15年から大雨も結構降っておりますよ。河川も上限までもう来ている。それを見るときに、あの川の近辺で住んでおられる方はもう、住んでおる心地がしないというようなご感想も聞いたことがあるわけで、そういうことで、今、太宰府におけるそういう災害をやはり先に防止するためにはどうしたらいいかという見解をですね、ぜひ太宰府市として持ってもらいたい、そう思っております。

昨年、その上流においては河川も改修されたというご回答を前回お伺いをしました。その下流のほうですけども、今先ほど言いましたように、緑が植わり、土砂がたまり、木が植わっている、こういう状況をどう思われるか、その撤去する必要はないのかどうか。私は、そういう緑を残すよりは、災害を少しでも減らすためには、そういったものは排除すべきであるという考えを持っておりますが、そのところの見解をお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） おっしゃるとおり、河川の中、断面の中に土砂が堆積し、また樹木があるというのは好ましいことではないと思っております。その程度といたしますか、にもよるとは思いますが、6月で申しましたように、河川の断面の確保というのは大変重要なこととは思っております。さらに、といたしますか、引き続き、今、県土整備事務所等に現地立会等もお願いしまして状況を確認し、管理をお願いしたいというような要望を行ってまいりたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ですから、その要望は要望でよろしいんですけども、その要望のもとになる太宰府市の見解はどうなんですかということを知りたいんです。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 平成15年7月の雨というのは、言われましたように100mm近くの雨が降っております。その後の雨量といたしますか、太宰府に気象庁のアメダスという観測点がありますけど、その状況によりますと、平成15年の災害はやっぱり歴代1位の観測値です。最大の観測値になっておりますが、2位が平成21年7月に84mm、時間の84mmというのが降っております。それから、同じく平成21年7月にも79.5mm、約80mmという雨が降っております。それから、5番目の観測値になりますけど、平成22年に75mm近くのやつが降っております。これは、何mm降ったから大丈夫というのは一概には言えないんですけど、幸いにも平成21年、平成22年、平成20年、この70mm、80mmの降雨に対しては、警戒水位には上がってききましたけど、幸いに堤外に溢水したり、はんらんした、浸水したというのはございません。これをもって大丈夫と、これは自然的なこととございます。大丈夫とは言えないんですけど、適正な現在の管理をしておれば、まあ100mmちょっと下ですかね、下回る程度の降雨であれば、溢水といたしますか、浸水も大丈夫じゃないかなと思っております。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 部長が言われることは、それはそのとおりだと、それでいいんですよ。私が聞いているのは、それ、答えにくいんでしょうか。私の考えは、河川に緑は必要ないと。緑よりも災害を防ぐことのほうが大事であるという見解を持っております。しかしながら、太宰府市の市民の中には、やはり緑があったほうが良いという意見の方もいらっしゃるかもわからん。そこで、太宰府市の見解はと聞きようわけです。わかっていたきたいんですが。

だから、続けて言いますけども、これは容積の問題ですから、土砂がたまって容積が、そっちの容積がたまれば、水の流れの容積は減るわけですから。今まで大丈夫であったものが、土砂がたまれば、それだけ水位は当然上がると私は思うんですよ。だから、そういう状況というものを平成20年にやったからいいということじゃなくて、随時見ながら、災害が少しでも、今、200mm、300mm降ればもうどうにもできん状況になると思っておりますけども、しかしながら、今、最低限できる範囲の防災というものをですね、そういうところに注ぐ必要があるんじゃないかなと思うんで、質問させていただいております。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も、災害に負けない、力強いまちづくりを目指しておるわけでございます。今、福廣議員がご指摘をされました御笠川の河川の中にそういった流木でありますとか、あるいはそういった樹木が繁茂しておる部分もあります。あるいは、今の土砂が堆積しておる部分もございます。特に三条からずっと回ってきました筑紫台高校のところまでは非常に多い。それから以降の下流は、市役所近辺等については土砂の排出を、しゅんせつ工事しておりますけれども、ご指摘の点々がございます。これは、県の河川といえども、太宰府市民の安全・安心にかかわる問題であるわけでございますので、県土整備事務所のほうに取り除くよう

に、そういった要望をしますと同時に、強い働きかけを行っていきたいというふうに思います。

市独自といたしましては、例えば、その上の河川でございます高尾川の問題、あるいはそこには高雄公園がございますけれども、一時でも水が滞留するように、あそこにはそういった対策を講じております。一度に河川に流れないような、貯水池の機能を持った、公園内に貯水池、水を一時的にためるというふうな、そういった取り組みをいたしております。

一番肝心なのは、大事なのは、市民の一人一人が一度に自分の宅地内に降った雨等々、いかに一時的に滞留させ、河川に放流させないかというふうな、そういった創意工夫をすることも私は大事だというふうに思っております。行政だけではできません。ちょっとした市民一人一人の創意工夫によって、そのことが講じられると。

それから、今、大事なのは田んぼ、水田等々がなくなりつつありますけれども、大きなはんらんの一つの理由は、今の水田が全部宅地開発になって、今の現状になったということ。これが非常に大きいです。ですから、そういった貯水池的な役割があった、ダムの要素があった、そういった水田の代替措置として、どういった方法で講じていくかと、これは、市民の皆様方一人一人が考えるべき事項であり、市がそういった奨励といいましょうかね、を含めてみんな考えていく問題であろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） わかりました。それはそれで、よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、今、太宰府では自主防災組織の推進が進んでおるといふふうに思いますが、この河川による浸水災害が高いところの自主防災組織の進捗状況はいかがででしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 手元に詳細の資料は持ってきておりませんが、太宰府市内44自治会の中に、今、12自治会が、自主防災組織が設立されております。主に活動されておりますのは、水城ヶ丘区と吉松区が毎年防災訓練をされております。河川沿いでいいますと、確かに北谷からずっと河川沿いありますけれども、一つ一つの行政区まで今現在、資料を手元に持っておりません。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） いわゆる今回は河川に限って質問していますので、川沿いの自治会があるんですが、そういったところこの河川のはんらんが起きたときの避難の仕方とか、そういったことについての自治会との話し合いができていけるのかなという思いで聞いたんですけどね。今後、自主防災組織ができてくれば、そういったところまで考えた上で、ぜひ、自治会だけに任せるんじゃなくて、市のほうも大いにそのあたりをですね、災害が起きないようにぜひお願ひをしたいと。災害が起きたときに被害に遭わないで済むようにお願ひをしておきたいというふうに思います。

とにかく、3・11以来ですね、テレビでそういった報道ばかりが我々の目に入ってきます。太宰府に、もし太宰府にという思いに立ったときにですね、今の状況で大丈夫なのかなという、そういう思いになります。私が住んでる水城台は、河川のはんらんというのはありません。だから、土砂災害が一番、地震とは離して考えるとそういう形になりますので、またこの次は土砂災害についてどうなのかということも質問していきたいというふうに思いますが、要するに、河川のはんらんで災害が万が一にあったとしても、少しでもその被害を軽減できるような対策をですね、執行部にとっていただきたいと。それには、当然市民の協力も必要と思います。それは、だから各自治会との話し合いの中です、進んでいけばいいというふうに思っておりますので、ぜひその点に力を注いでいただいて、常時監視をしながらですね、先ほど言いました点については今後取り組んでいただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

最初に、南コミュニティセンター利用について質問いたします。

今年の夏は、梅雨どきから今時分まで、本市内では大雨や豪雨による災害などがなく、例年に比べると過ごしやすい夏休み期間だったように思います。この夏休み期間に、各自治会においても趣向を凝らした夏祭りが盛大に開催され、大きな事故もなく、無事に終了したと思われ

ます。そんな中、井上市長におかれましては、暑い中、精力的に行動され、各自治会を初め、保育園等の夏祭り、ほとんどすべてに参加されたと聞き及んでおります。ご苦労さまでした。心より労をねぎらいたと思います。

さて、この夏祭りですが、私が住む高雄区においては、去る8月20日土曜日に太宰府南小学校グラウンドで開催されました。前日からの雨により、グラウンドには水たまりができ、コンディションは最悪。準備を始めようとした午前9時前後にも雨が降り、正直、今年は公民館開催かと思っておりました。

準備をする前に全体で話し合いをしたのですが、その中で、自治会長に公民館の最大収容人数を伺ったところ、高雄公民館は300人までで、最大収容人数が消防法で決められているとの

ことでした。話し合いの結果、最終的に自治会長はグラウンドでやろうという決断をしました。準備中は雨はやみ、日差しが見えるくらい天気は回復し、無事準備を終え、あとは本番を待つばかりとなりました。

太宰府高校のブラスバンドの演奏が開催の合図となり、徐々に盛り上がりを見せ、市長もお見えになり、出し物も次々と終了し、午後8時ころには最高潮に盛り上がるくじ引き大会が行われました。順調に当選者も決まり、注目の特賞大当たりのくじが引かれます。特賞のくじを引かれたのは、井上市長だったと記憶しております。無事にくじ引き大会も終了し、プログラムの最後の出し物である子ども会によるダンスの順番となりました。準備ができ、それではどうぞとステージに上がった瞬間、突如雨が降り出し、だんだん強くなり、まさにゲリラ豪雨となりました。風も強くなり、参加者はテントの中に避難して雨がやむのを待ちましたが、一向にやむ気配もなく、次第に雷まで鳴り始めました。

そんな中、高雄区の自治会長は、南コミュニティセンターに走り、管理人の方に校舎側のドアのかぎをあけるようお願いしました。しかし、返答は、規則ですからあけられませんとのこと。多少時間はかかりましたが、何とか説得してあけてもらったそうです。参加者は靴のまま、皆協力し合い、詰めて入り、全員けがもなく避難することができました。まさに高雄区自治会長の機転のおかげで全員無事だったと言っても過言ではないでしょう。

ここで、私は、非常に疑問に思うことがあります。

今回の豪雨と雷は、まさに緊急事態のはず。なぜ臨機応変な対応ができなかったのか。なぜ規則という言葉が出てきたのか。管理人に対し、今回のような緊急時の対応についてはどのような指導が行われているのか。また、今後、グラウンドでイベントが行われる際には常時開錠を要望いたしますが、それは可能かどうか伺います。

次に、国道3号の歩道について質問させていただきます。

君畑交差点から星ヶ丘交差点までの歩道には、街灯が一基もありません。暗くなると国道3号を走る車のヘッドライトが頼りになります。よって、君畑交差点や星ヶ丘交差点が赤信号になると、車の流れはとまり、歩道は真っ暗になり、非常に危険です。しかも、通学路として使う高校生も多く、下り坂はスピードが出て、気づくのが遅くなり、歩行者と接触したり、自転車同士が接触したりする事故が起きていると聞きました。その区間にはバス停もありますので、歩行者も多く利用されています。早急な対応が必要だと思いますが、見解を伺います。

なお、答弁は件名ごとをお願いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 太宰府南小学校のコミュニティセンターの管理運営ということでございますので、私のほうからご回答させていただきます。

ご質問の扉につきましては、管理事務所からは死角となっておりますので、防犯上、施錠いたしておりますけれども、南校区の自治協議会で昨年開催されましたペタンク大会では開放し

たと聞いております。

今後につきましては、緊急時の弾力的運用の指導を行ってまいりますけれども、その節には誘導等、利用団体の役員さんのご協力もぜひいただきたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

私が開錠を強く要望するのにはですね、特に週末や祝日にはグラウンドを社会体育で利用している子供たちが多く、ソフトボールだったりサッカーだったりですね。急に豪雨や雷により、いつ緊急事態になるかわかりません。そこで練習試合を行っていると、やっぱり大人数の子供や保護者がいるわけです。緊急事態による避難場所として、大人数が収容できる身近な場所は、この施設、コミュニティセンターしかありません。今回のような緊急事態が起きた場合、今の規則では、私は必ず事故が起きると、そのように思っています。この規則をですね、緊急事態やその雷雨時には避難場所として利用できるというふうに規則の改善を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 現在の校庭開放の規則はもちろん教育委員会が所管になりますけれども、その規則の中には細かい定めはございません。したがって、今回のことにつきましては、運用面で弾力的にやっつけられるものと考えております。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 今、所管の話になったんですが、ここは説明がちょっと難しいんですけど、コミュニティセンターの横というか、廊下は、小学校も共有していますし、コミュニティセンター利用者も共有していますし、あと学童保育もちょっと裏口になるんですけど、そこもあるわけですね。学童保育の先生が、例えば保護者会や何か、学童保育の夏祭りをする際に大きな荷物があるわけですね。そこで、コミュニティセンターの無料開放されている和室、そこに荷物を置きたいと言ったところですね、学校の校長先生あたりはどうぞ、どうぞお使いくださいと言われるらしいんですが、管理人さんはだめだと、ここは高齢者が優先的に使う場所なので、そういうことは使うことはできませんと。所管の違いというか、認識の違いと申しますか。そこで、ちょっと学童保育の先生たちも戸惑っている部分があるんですよ。

今、私は小学校内に南コミュニティセンターが設置されていると思っていたので、所管は正直言いますと教育部と思っていたんです。今、ご答弁されたのは地域づくり担当部長がされたので、あそこの所管は地域づくり担当部のほうでよろしいのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 非常に難しゅうございましてですね、基本的に学校の中に別棟じゃなくて、一体になってありますので、管理上非常に難しいのが実情でございます。今、おっしゃいましたように、学校がありまして、コミュニティセンターがあつて、学童も全部つながっております。コミュニティセンターの和室についてはですね、地域の方々にもいつでも利

用できるようにという位置づけで常時開放するというふうなことになっておりますので、管理人さんでございますから、基本的な基本ルールとして、それを自分の一存で逸脱してはいけないという考えが働いたんだと思いますけれども、あいているときには使ってもらってもいいのではないかというふうには思っております。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 本当は所管、3つあって所管がちょっと違うというところでなかなか戸惑いもあるので、管理人さんのほうにもですね、そういったことは一言お口添えしていただければ、その使い勝手もよくなりますし、地域の方も連携して使えるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移りますが、次に、校庭側のドアなんですけど、当然、管理人室から全く見えません。おっしゃったように、防犯上の問題はあります。不審者の侵入等がですね、やはりもし常時開放した場合は懸念されますけども、南コミュニティセンターの玄関、玄関のドアにもですね、あそこはあけたら呼び鈴が設置されています、キンコーンという。そういうのをですね、裏のドアにも、校庭側のドアにつけるとか、あと、防犯上、本当に危険だと思うのであれば、防犯カメラをつけることで私は不審者対策になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 失礼します。

当該施設は教育施設ということで、校庭開放、体育館等につきましては教育委員会から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団のほうに委託しておる関係もございます。

ご提言の南コミュニティセンターの玄関ドアの管理の方法ですね、カメラをつけるとか、そういう方法を含めまして、開放してコミュニティセンターを利用いただく市民の方の協力といいますか、使用後の清掃の問題とかもやはり課題としてございますので、やはり一定のルールづくりが必要ではないかなと思っておりますので、関係者と協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。そうですね、ルールづくり。確かに夏祭りのときですね、もう本当土足のままコミュニティセンターのほうに避難したわけですが、次の日、夏祭りの片づけも小雨、大雨の中ちょっとやったわけですね。そのとき、中学生がですね、太宰府東中学校の校長先生がサンダーバード作戦というのを今実施してありまして、中学生を夏休み期間中に地域のお手伝いを何か1つしてきなさいということで宿題に出されたそうです。それで、今までしていなかった子が夏祭りの手伝いとか、そういうのをやっていました。その夏祭りの手伝いができてない子は、じゃあ片づけのほうに行かせますと言ったときに、その子たちが来てくれたので、南コミュニティセンターのそういった土足でちょっと砂だらけ、泥だらけ

だったところをきれいにぞうきんがけして、ふいていただいて、本当に非常に助かったというふうなことがありますので、清掃に関してはですね、やはり利用した人たちが協力し合わないといけないと思いますので、そういったルールづくりも含めまして、開錠のほうご検討していただきたいと思います。

次ですが、この再質問におきまして避難場所の確保や不審者対策を提案、要望してきましたけども、常時開錠をやっぱり強くお願いしたいのはですね、この南コミュニティセンターの中にAEDが設置してあるんですね。グラウンド利用者がですね、もし何らかの原因で倒れたり、事故が起きた場合ですね、常時開錠してあればグラウンドからすぐにコミュニティセンターに入り、AEDを取り出し持っていただけますけども、かぎがあいてない場合は校舎の一部を迂回してコミュニティセンターに行かなければなりません。AED設置場所までグラウンドから一直線で行くほうが速いか、迂回して行くほうが速いか、これは言わずともですね、わかるはずです。迂回すれば、最悪数分の差はあると私は思います。一分一秒が生死の分かれ目と言われておりますので、この差がいかに大事か。この一分一秒でとうとい人命が助かるか失われるか、まさにかぎがあいている、あいてない状況で一変してくるわけです。

数カ月前、夏の終わりぐらいでしたかね、元サッカー日本代表の選手が心筋梗塞で亡くなるという事故が起きました。この練習場やその施設にはAEDが設置されてなかったと聞いております。この事故が起きたのは、先ほども申しましたけど、夏の時期で、この季節に本当にまさかという事故でした。これから徐々に寒い冬がやってきます。まさにグラウンド利用者には事故の危険性、危険率が上がってくると考えます。かぎがあいているか、あいてないで、人命にもかかわってきますので、早急な対応、ルールづくりを強く要望いたしまして、この件は終わります。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） では次に、2件目の3号線の歩道についてご回答いたします。

国道3号の君畑交差点から星ヶ丘交差点までの区間は、道路延長約900mで、この道路は、この歩道ですけど、幅員が2mから2m50の歩道が両側に設置されております。

国道3号の歩道は、車道への転落防止さくは設置してありますけど、街灯は設置されておられません。近くには、大学や住宅団地があり、近年は西鉄バスがこの路線を通り、甘木方面から博多駅方面まで開通したことから、夜間のバスの利用者もございます。また、この歩道は、市内の中学生や高校生の通学路としても利用されていることも承知しております。

このようなことから、平成19年6月に、地域の行政区と中学校並びに太宰府高校の連名で、道路管理者であります国土交通省福岡国道事務所へ街路灯の設置の要望を行ってまいりました。福岡国道事務所としては、この区間における交通事故の発生状況とか、防犯の面からだけでは照明灯というのは、街路灯ですね、設置することはちょっと厳しい状況であるということでもあります。とは申しましても、現実に歩行者も多い、街灯もございませんで、今後、さらに積極的に道路管理者であります国道事務所でも要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 国交省にお願いに行ったということですが、国交省はちょっと厳しい。国道なので、やはりあれは国の管轄下。しかし、歩道を抜けたこっち側は市に入るわけですね。市では、そのように街灯を設置しようというお考えはありませんか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） まずは、やはり国交省、道路管理者へお願いというのがやっぱり筋じゃないかと思います。一度、先ほど言いましたけど平成19年にやっておりますけど、5年、4年ほどたっております。再度強く要望したいと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。強く要望、よろしくお願いします。

今回ですね、この質問に関しまして、私がちょっと他市の大型スーパーに買い物に行った際にですね、男子高校生から、長谷川さんと呼ばれて、何ねって聞いたら、あの歩道が真っ暗で僕の友達が事故を起こしましたと言われました。ちょっとこのことを皆さんに聞いていただこうと思って、今から話します。その内容がありましたので今回質問させていただいたわけですが、この事故の内容をですね、先日この子に聞いて、携帯のメールで送ってもらいました。自転車で坂道を下っている途中で車が一台も通ってなくて暗く、前方から上がってきていたおじいちゃんに気がつかなくて正面衝突したそうです。そのおじいちゃんは、足を数十針縫うけがを負いました。その事故は示談になったので現場検証はしていませんという、こういった内容の携帯メールが送られてきました。もしですね、打ちどころ、当たりどころが悪ければ万一の事故になっていた可能性もあるわけです。高校生が加害者となり、ひょっとしたら死亡事故が起きていた可能性もあるわけです。これは恐らくほんの一例で、そのほかにも多数事故が起こっているかもわかりません。今後冬が近づけば、暗くなるのも早くなります。通学路を利用する高校生の制服もですね、今、夏服の白いシャツから黒や紺の冬服に衣がわりもします。周囲が暗いとですね、本当に見えにくくなり、危険度が増しますので、大きな事故が起きる前に早急な対応を強く要望いたしまして、国のほうにも強く強く要望、要求をしていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております3件について質問いたします。

1件目は、産業の振興について質問いたします。

1項目めは、市長は施政方針で産業の振興のさらなる推進を掲げてあり、商工会と連携を強

化するとともに、地元中小企業の事業者に対し、経営安定のための融資事業、自主経済活動の促進や中小企業の育成を図りたいと述べられておられます。

そこで、商工会が発行するだざいふ得とく商品券についてですが、この商品券は、大変市民の方々から好評で、今年も売れ行きは上々との声を伺っております。取扱加盟店の店舗数、業者数も年々増加し、使える店が増加中でございます。

そこで、太宰府市が運行しているコミュニティバスまほろば号のフリーパス券、1カ月3,000円、3カ月8,000円が、だざいふ得とく商品券の取扱加盟店で購入できるようにならないかお伺いいたします。

次に、中小企業の市内の土木建設業者の育成についてお聞きします。

平成23年の公共事業の発注における市外業者と市内業者の比率はどうなっているのか。

また、商工業者を含め地元業者を育成するために市内業者に優先的に発注することについて、何か施策を講ずる意思はないのかお伺いいたします。

2項目めは、市内で行われる公共工事、地元企業を優先に活用すべきと思います。また、活用されるように努力すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、公共工事のほとんど全部が、指名入札制であります。これは、市長の裁量によるところが大きいと考えますが、今後、市内企業がより多く受注の機会を得られるように配慮することについて、市長の見解をお聞かせください。

3項目めは、太宰府市は、今まで幾度となく災害に遭いました。これからも予測されます災害時、特に水害、土砂災害に建設業者、管工事業者などとの災害協定について、どのように取り組まれているのかお聞かせください。

2項目めは、節電対策について質問いたします。

1項目めは、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により、この夏は電力不足が予想され、既に企業、自治体など節電対策が発表され、実施されています。

そこで、本市でも取り組みをされておられるのか。されておられれば、その具体的な取り組みと節電効果をどのくらい見込んでいるのかお示しください。

2項目めは、公共施設の電気代についてお伺いいたします。

公共施設は、電力の使用を伴います。主な施設の年間の利用率と電気使用料について、状況をお示しください。

例えば、いきいき情報センターでは、年間どれくらいの電気代がかかっているのでしょうか。また、電球をLEDにかえたとか伺っておりますが、どのくらい節電効果があったのか。そして、年間の施設の利用率と21時から21時30分の閉館までの30分の施設の利用率についてお示しください。

3項目めは、太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例についてです。

この質問は、平成22年12月に一般質問をさせていただきました。この条例について再度質問いたします。

犬の散歩中、自分の犬の排せつ物を平気で放置される方がこの太宰府市にいらっしゃるようです。この方は、この条例の義務を理解されておられるのでしょうか。

市民のある方が一度注意したそうですが、反対に文句を言われたそうです。市役所にも電話をかけられたそうですが、納得いく回答が得られなかったそうです。条例に違反した飼い主とそれを注意する人の間で事故、トラブル等があった場合は、市はどのように対応されるのかお伺いいたします。

平成22年12月の一般質問のときに、所管の部長からの答弁もありましたように、太宰府市には畜犬の愛護及び管理に関する条例があり、条例は飼い主の義務として項目を設けてありますが、この条例の義務が市民に届いているのか疑問です。

また、平成21年度は、犬のふんに関する苦情は53件であったようですが、平成22年度は何件あったのか。また、犬のふんの放置を禁止する看板、設置枚数についてお聞きいたします。

以上、3件について、項目ごとに積極で実行性のある答弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問のうち、1項目めのまほろば号の乗車券についてでございますけれども、後ほど詳細に担当部長のほうから回答をさせます。

2項目めの公共事業への地元企業活用についてでございますけれども、現下の日本の経済情勢は、依然として厳しい状況がございます。太宰府市の公共工事等におきましても、以前に比べまして減少をしています中ではございますが、公共事業の発注につきましては、地域経済の活性化、雇用の維持確保でありますとか、あるいは技術力の向上を図りますために、地域経済を支える地元企業の受注量の確保が重要であるというように認識をし、そのことを実践しているような状況でございます。

次に、3項目めの災害時の緊急工事協定についてでございますけれども、平成15年、平成21年、平成22年に降雨による災害が発生をいたしております。

現在、土木業を中心とした太宰府市四王寺会、そして太宰府市の緑化造園組合及び上下水道の工事を主になさっております南福岡管工事協同組合と災害時におけますところの応急対策業務に関する協定書を結んでおるところでございます。

災害発生時には、市の応急要請に基づきまして、それぞれ協力をいただき、応急対策を行う体制を整えておるところでございます。

詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1項目めについてご回答いたします。

まほろば号のフリーパス券は3種類ございます。1日フリー乗車券、それと1カ月と3カ月のフリーパス乗車券でございます。

1日フリー乗車券につきましては、その性質上、バス車内で販売をいたしております。1カ

月と3カ月のフリーパス券につきましては、西鉄太宰府駅、西鉄二日市駅の定期券売り場、西鉄都府楼前駅、いきいき情報センターで販売しております。そのうち西鉄太宰府駅と都府楼前駅につきましては、駅員が少ないということもございまして、予約受け付けで後日の受け取りというふうになっております。

ご質問のまほろば号のフリーパス券をだざいふ得とく商品券取扱加盟店で販売できないかとのことでございますけれども、仮に即日渡しとなりますと、受付印や日付印、ラミネート加工をするラミネーターなど、備品の整備や人員体制も必要となつてまいります。また、事務の煩雑さに比べまして販売手数料などはありませんので、利点は少ないと思われまふ。

商工会に問い合わせをいたしましたところ、まほろば号のフリーパス券は公共料金に該当するので、だざいふ得とく商品券では購入できない。また、フリーパス券と商品券はどちらも割引いておりますので、二重の割引になるということで好ましくないというご判断でございました。

さらに、商工会で県の担当者にも問い合わせをしていただいたところ、商品券補助事業は地域経済の活性化、中小事業所の支援として行っていることから、県の補助の要綱にはそぐわないという回答でございました。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2項目めについてご回答いたします。

最初のご質問ですが、平成23年度指名競争入札での土木工事の発注で、地元企業の落札は100%でございました。建築工事の発注においては、89%となっております。

次のご質問でございますが、地場企業活用の面からも、また公共工事の品質を確保する面からも、地場企業の技術力の向上は欠かせないと考えております。企業の技術能力、配置予定技術者の技術能力などの評価項目を設けることによりまして、技術力評価に差が生じることといたしまして、最低価格での入札価格でなく、入札の価格と技術点による総合評価点によって落札者を決定するという総合評価方式の指名競争入札を現在採用したりしております。そして、参加される業者の選定におきましても、総合評価とともに、工事の金額、工事の技術的難易度、各企業の技術力を勘案しながら、地元企業ということも配慮しながら行っておるところでございます。

また、500万円以上の工事を受注した業者につきましては、施工技術、施工管理、安全管理、そして地元住民の対応などについて、総合的な工事成績表を作成しておりまして、この評価を活用しながら、地元業者の育成指導を行っておるところでございます。

今後も地元企業の育成及び技術の向上に努めながら、地場企業の活用に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 3項目めの災害時の緊急工事協定について回答いたします。

平成15年、平成21年、平成22年と豪雨による災害が市内で発生しております。現在、3団体でございます太宰府市四王寺会、太宰府市緑化造園組合及び南福岡管工事協同組合と、災害時における応急対策業務に関する協定書を結んでおります。災害発生時には、市の応援要請に基づき、それぞれご協力いただき、応急対策を行う体制をとっております。

災害時の緊急工事協定でございますが、災害時における応急対策業務に関する協定書の業務内容につきましては、おおむね3団体とも同じ内容でございます。1点目は、災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業。2点目は、災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業。3点目は、その他、市が認める緊急応急作業となっております。

大雨時に本市に大雨警報または洪水警報の気象警報が発表され、災害警戒本部が設置されたときは、協定を締結しております、土木関係の団体になります四王寺会でございますが、その団体への代表者または責任者への警戒本部設置の連絡を行い、団体におきましては、災害時の応援体制を整えていただき、災害発生時に対しまして緊急の応急作業の応援をしていただくというような内容の協定となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、1点目なんですけれども、このコミュニティバスの件なんですけれども、今、二重に、公共利用の分であるということと、二重の補助金というんですかね、そういうようなものが発生するというので、もう無理だということを言われましたけれども、結局、1,100円のお買い物ができるということで、二重のプレミアムがつくわけですよ。前、定額給付金が出ましたときには、これは助成金として国のほうからいただいて、ここも二重のプレミアムがついたわけですね。ですので、この件につきましては、もう一度、使えないということではなくて、前向きに、コミュニティバスの利用者が増えれば、また、規則ではないと思いますので、どうかできる方法でまた今後も考えていただきたいと思います。

それと、ほかの、得とく商品券の中で加盟されているお店がございますけれども、食料品につきましては、割引がかかっている部分というのがあると思うんですよ。そこでも、お店は割引を一応して、そしてまたこの商工会が出す商品券にも10%の割引が入っているわけですね。だから、そんなふうになると、公共施設だから、いきいき情報センターで売っているんですけれども、それが公共の場所であるのでできないというのは、ちょっと私もできるような形に持って行っていただきたいなと思います。

この分につきましては、コミュニティバスの件につきましては終わりますけれども、西鉄グループの中に事業としてグランドバス65という乗車券があることはご存じでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

- 地域づくり担当部長（今泉憲治） 知っております。
- 議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。
- 8番（原田久美子議員） これは、65歳以上の高齢者を対象にした券でございますけれども、これも1カ月6,000円、3カ月1万3,000円と、6カ月、1年と幅広くあるんですけども、こういうふうな乗車券も利用するということは不可能ですか。
- 議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。
- 地域づくり担当部長（今泉憲治） それは、そのフリーパス券でコミュニティバスに乗れるかということでございますかね。
- 議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。
- 8番（原田久美子議員） まだこの質問は終わってなくて、だざいふ得とく商品券の中に西鉄バスが入ることはできないのかということですね。
- 議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。
- 地域づくり担当部長（今泉憲治） 今回、商工会に問い合わせたのは、ご質問があった件について調べましたけれども、基本的には性格としては一緒ではないかというふうには思います。
- 議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。
- 8番（原田久美子議員） ちょっと今の答弁が理解できなかったもので、もう一度、済いません。
- 議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。
- 地域づくり担当部長（今泉憲治） 済いません。基本的に得とく商品券というのは、そもそも何のためにあるのかということをご理解いただきたいと思います。太宰府市内の中小企業が商品をたくさん売って、地域の中でお金が回るというのが大前提でございます。それから、確かにおっしゃる意味はよくわかりますけれど、それが現実的に、制度的に可能かどうかというのを検証しながら、必要であれば買い物ができるようにしたいと思いますけれども、制約がございますので、できるものはできる、できないものはできないということでございます。
- 議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。
- 8番（原田久美子議員） この私がコミュニティバスの件で何度も質問をさせていただいておりましたけれども、このコミュニティバスというのが、やはりこの市内にばらつきがございます。通っているところ、通っていないところございますけれども、この西鉄バス400番の甘木から博多を結ぶ路線なんですけど、これは星ヶ丘、君畑、それから都府楼駅前、洗出、今回は水城が追加になるということで、バス停ができるということで、今度補正予算のほうも出されておりますけれども、そういった太宰府市に通過する、その中でも、このグランドバス65というのは使用できるということを考えると、この1カ月6,000円という、3カ月1万3,000円、これは、こういうようなものは、買える物はこのだざいふ得とく商品券の中にも入れていいんじゃないだろうかという、私は消費者として、答弁をお願いします。
- 議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。
- 地域づくり担当部長（今泉憲治） 一番最初の回答になりますけれども、繰り返すようでござい

ますけれども、商工会とも協議をいたしまして、得とく商品券の対象としては非常に難しいというご回答をいただいております。それはなぜかといいますと、繰り返しになりますけれども、公共料金的な品物であるということと、両方とも割引を既にしていると。今さっき議員がおっしゃったのは、自社商品の割引でございまして、少し意味合い違うかと思っておりますけれども、そういうことで、販売については非常に困難だというご回答をいただいておりますので、これについてはやむを得ないというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたら、西鉄バス、しつこいようですけども、このグランドバス65も、先ほど言いましたように、水城ができるということで、太宰府市民も利用しますので、そういったコミュニティバスが通っていない、路線バスしか通っていないところも使えますので、改めてコミュニティバスが通っていないところも使えるということで、できれば、バスも使えるようにしてほしいということをお願いして、この1項目めは終わりたいと思います。

次、いいですかね、そのまま続けて。

そしたら、2項目めなんですけれども、平成23年度は、もう指名入札業者については100%ということで今お答えをいただいたんですけれども、やはりこの工事につきましては、市町村の業者がこの工事を発注していただいて、やはりそのお金が、地元の業者を使うことによってお金が落ちてくると思うんですね、自分の地元の業者を、企業を使えば。地場産業の育成になるかと思っておりますけれども、市内でやられる工事については、市内業者に指名をされていると思っておりますけれども、その辺のパーセントでもいいですので、500万円以下の指名入札がかからない部分については、どういうふうな形で落札をされているのか、ちょっとそこを含めてお願いします。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ある程度金額以上は私どものほうの選考委員会等で選考いたしますけれども、以下の部分については、それぞれ所管の部の中において入札を行っております。そのところにおきましても、地域の地場企業の育成という観点からも、地場企業のほうで参加業者を決めておるような状況でございます。先ほど市長のほうで答弁申し上げましたように、地域の経済の循環だけでなく、建設経済部長も答えましたように、災害時等におきましても、自主的ですね、地域のために頑張っておるような状況もございます。そういうところからも、一体となって地域の発展に努力していきたいということからも、このような形で地域の業者の育成も含めて発注等行っておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） どうぞ市内の業者が育成するように心がけていただきたいと思っております。

それと、平成23年度の工事の発注の見通しが公表されているわけですけども、この公共事業における予定価格というのを事前に公表することはできないのかどうか、ちょっとお聞き

したいと思います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在、予定価格は公表いたしておりません。このことにつきましては、価格を公表したとしても、今度はその金額等にいろいろ張りついたりとかですね、いろんな状況もあるようでございまして、近隣もいろいろ試行錯誤しながらやっておりますので、そのような状況を見計らって、また今後とも改善するところは改善して進めていきたいというふうを考えております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。わかりました。

3項目めの災害協定を提携されているということで、私は安心したところでございますけれども、この建設業、管工事協同組合だけでもよろしいので、企業としてはこの四王寺会だけが市内業者ですかね。あとは、市内業者と市外業者は、どういうふうな率になっているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 最初の四王寺会でございますが、すべて市内の業者でございます。

それから、造園業者も、すべて市内でございます。それから、南福岡管工事協同組合は、一部市外のほうからもいらっしゃいます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） わかりました。

災害協定にはですね、災害協定の内容についてお伺いしたいんですけども、支援活動に要した費用負担というのは、どういうふうなふうになっているのか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 費用については、市でございます。要した費用を市が負担いたします。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ではですね、もしも支援活動中に事故があった場合の災害補償の取り決めについては、どうなっているのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） いろんなケースがあると思いますが、基本的にはその会社といえますか、業者の範囲といえますか、中で行います。直接作業員の方を市がどうのこうのというわけじゃなくて、その会社の、何といえますか、指揮下で業務に当たってもらうということになりますので、そのときのいろんな状況にもよりますが、基本的には業者の中の、何といえますか、保険といえますか、そういうもので対処していただくようになろうかと思います。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その協定書の内容にそういうふうなことも書かれてあるんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 協定書の中に補償という項目がありまして、言われます業務において、負傷もしくは疾病にかかりというようなところには、使用者の責任においてということは明記しております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それがいつごろ作成されたものかということでお聞きしたいんですけども、やはりここに災害が、平成15年7月19日に災害が起きてからつくられたものか、これはいつごろつくられたものか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 四王寺会、土木関係ですけど、平成18年10月4日に締結しております。以下、造園組合が平成22年6月、管工事組合は平成18年11月1日というようなことになっております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） よくわかりました。改めてそういうふうな災害協定を結ばれているということで、もう何かあったときには企業も応援していただけたらと思っておりますので、この質問につきましては、1件目につきましては終わりたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、2件目の節電対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの太宰府市の節電対策についてでございますが、全般的には、冷房時の温度設定とか、冷房運転時間の短縮、消灯の徹底、照明、蛍光灯の間引き、LED電灯の導入、パソコンの節電モード設定、夏季のエコスタイルの早期実施などを行っております。

特に今年は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受けまして、電力需要の逼迫を想定した中での消費電力15%削減に向けて、積極的な取り組みを進めてきたところでございます。

また、庁舎内におきましては、職員による太宰府市エコ・オフィス計画推進委員会を設置いたしております。すべての職員一人一人が環境配慮の視点を持ちながら、日常的、継続的に環境保全の取り組みを行うための太宰府市エコ・オフィス実行計画について、その進行管理を行い、節電対策を含めて常日ごろからの環境負荷の軽減に努めているところでございます。

さらに、経費節減を目的といたしまして、平成11年1月から取り組んでおりますケチケチ作戦につきましても、今後、節電や環境負荷の軽減といった新たな視点を持ちながら、取り組みを徹底していきたいと考えております。

なお、市の施設全体の電気使用量の削減目標といたしましては、策定をいたしました第三次環境基本計画の成果指標に掲げておりますように、平成21年度比で平成32年度に25%の削減を

目標といたしております。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 続きまして、2項目めの公共施設の電気料金の状況につきましてご回答申し上げます。

ご質問は、いきいき情報センターの内容ということで絞って回答させていただきます。

平成22年度のいきいき情報センターの電気使用量は80万4,228kW時。電気料金にいたしまして1,147万3,714円の支出となっております。平成22年度におきまして保健センターの待合ホール、2階の市民ギャラリー、トレーニングルーム、廊下、スロープ及びトイレにつきまして、LED電球に交換をいたしております。

また、省エネに対する意識向上の徹底を図るため、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の総務課長名で、各施設長あてに文書通知を行っております。その結果、4月から7月までの節電効果といたしまして、4万1,308kW時、金額にいたしまして、35万4,704円の減額となっております。

年間の利用率につきましては、ビガールームなどを含め、施設全体で51.4%となっております。また、21時から21時30分までの利用率につきましては、14室で15.2%となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、節電がされているということ、太宰府市がこんなにも多く節電をされているということにびっくりしたところでございます。今後とも削減ができればと思っております。

2項目めにいきますけれども、私がいきいき情報センターに9年勤めていた関係もありまして、その当時は、やはりまだ年数も浅かったということもありますけれども、夜21時ぐらいから21時半までの間は、土曜日はちょっといいんですけど、日曜日、祝日、ゴールデンウィーク、お盆といった形になりますと、本当に利用者が少なかった。その間に電気が明々についていたことを思い出しまして、その30分間だけでも早く節電ができればどれだけ、使用していないにつけとくというのがどうかなと思ひまして、今回の質問になったわけでございます。

それで、先ほど部長からのお答えでは、やはりいきいき情報センターの21時から21時30分の間の30分間は、15.2%の利用率しかなかったと。そうしますと、この15.2%しか利用率がなかったのに対して、年間、先ほど部長が金額ではなくて80万、何ワットって何か言われましたよね。その金額にすると、どれぐらいの電気料というのはわかりませんか。電気料の料金の、今度、量じゃなくて金額にして幾らぐらいか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 電気の使用量が約80万kW時ということで、電気料金ですね、電気料金にしますと約1,150万円という数字を先ほど回答させていただきました。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私もそこに勤めとった関係で、1年間に電気代だけ、光熱費につきましては電気代だけしかかかっていないような気がしまして、どれぐらいかかっているのかなと思ったら、1,100万円ということで、今回答を得たんですけども、それを30分で、いきいき情報センターは月の最終水曜日だけがお休みなんで、365日から12回を切ったところで、あとの数を30分でかけますと、私の計算では50万円ぐらいの削減ができるんじゃないかと計算をしました。だから、1年間に50万円削減ができればどうなるのかなと思ったときに、太宰府市ですね、こういうふうな削減もしていいんじゃないだろうかと思って質問をしたところでございます。このやっぱり公共施設ばかりが節電するのではなくて、やはり市民一人一人の意識と家庭での節電というのはやっぱり大事になってくると思いますけれども、まずはやはり公共施設のあらゆるところ、無駄になっている部分がございますら、今後も検討していただきまして、節電対策をお願いしたいと思っております。

次に、3件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） それでは、3件目のペットの飼育に関する意識向上と条例の啓発についてご回答申し上げます。

犬のふんにつきましては、太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例第3条第3項で、飼い主は畜犬が道路、公園、広場、その他の公共の場所または民地においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならないと規定しております。

この問題につきましては、一人一人が飼い主としての責任を自覚することが大切であり、市広報やホームページなどへのマナーアップに対する記事の掲載や、狂犬病予防集団注射の際に、犬の飼い方のチラシを配布するなど、その啓発活動に努めているところでございます。

また、今年度発行いたしました「ごみと環境のべんり帳」の中にも、犬猫の飼い方マナーについて掲載するなど、今後ともさまざまな機会をとらえながら啓発を進めていきたいと考えているところでございます。

ご質問の条例に違反した飼い主とのトラブルについてでございますが、特定の飼い主がふんを放置している場合などにつきましては、市が飼い主に対して指導啓発など必要な措置を講じることになりますので、環境課のほうにご相談をいただきたい、このように思っております。

次に、平成22年度の犬のふんに関する苦情は、63件ございました。また、ふん放置禁止の看板につきましては、157枚を希望者の方に配付をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。

太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例についてでございますけれども、この条例は迷惑行為防止、そしてまた実害防止のためにつくられたものとして理解しておりますけれども、その観点から質問させていただきますけれども、条例を見ますと、第3条に飼い主の義務ということで、1項目から6項目めまであるわけなんですけど、先ほど部長が言われたように、民有地においてふんを排せつした場合には、直ちにふんを除去しなければならないと、そういうふうなふんにかかわってのことなんですけど、これをされた場合には、第7条に、措置命令として、飼い主が第3条、第5条または前条の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対して危険の防止または清潔の保持のために必要な措置をとることを命ずることができる。そして、前項の措置命令に従わなかった場合には、その犬を捕獲、抑留することができる。この措置命令に従わなかったときには、措置命令ってなっているんですけど、その措置命令に従わなかった場合には、その措置とは何を示すのかを、ちょっとこの条例では何を示されているのかをお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問は、この条例にあります飼い主の義務が6項目にわたって義務づけられております。また、こういう義務等についての違反があった場合、どういう措置をとるのかというご質問であろうというふうに理解いたします。

1つは、この条例の中に設けております罰則ですね。内容を申し上げますと、3万円以下の罰金または過料に処するというものと、あと、先ほどご回答申し上げましたように、マナー、そういうもののたぐいの中で、環境課のほうから指導なりをしていくというものに大きく分かれるであろうというふうに思っております。そういう内容を総称して、措置ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そうであるならばですね、その罰則として、第11条第2項には、第7条の規定による措置命令と定められながら、第3条の第2項と第3項と第6項の規定にかかわる措置は省くということになってはいますが、そのなぜ省かれているのか、それが私は矛盾しているのではないかと思いますので、どういうことなのか、もう一度説明していただけませんか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、罰則に外れる項目があるが、それを追加できないかというふうなことだろうと思っておりますけれども、市の畜犬の愛護及び管理に関する条例の中では、ふんの後始末が飼い主の責任、義務であり、違反者に対して措置命令を行うことができる旨を規定しております。言われるとおりですね。また、罰則の適用はございません。

なお、この条例の中で罰則の対象となりますのは、人間などに対して直接に危害を及ぼすおそれがある場合などに限られておるといことでございます。犬のふんの放置につきましては、マナーやモラルの問題でありまして、罰則を用いて対処することよりも、指導や啓発を根強く続けていくことが大切であると考えておりますので、現在のところ、罰則までの適用は考えていないというところでございます。

また、参考までに申し上げますと、福岡県のほうにも同じように、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例というものがございます。この条例の中にも、ふんのことにつきましては罰則の適用外という取り扱いにいたしておりますので、そういうところも参考にいただければというふうに思っております。

ただし、今後ともそのような県の条例等も重々注意をしながら見てまいりたいというふうに思っておりますので、動向を注意しながら、今後の対応を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私も、福岡県の条例を見ましたら、措置をきちんと定めておられます。そしてまた、福岡市のほうでは、遵守事項ということで設けてあるようです。一応参考までにちょっと言いますけれども、福岡市では、その遵守事項として、犬を連れだすときには当該犬が排せつしたふんを処理するための用具等を携帯し、その汚物を適切に処理することとなっておりますということとなっておりますので、これを、今第2項、第3項、第6項が措置命令を除くということにつきましては、除くじゃなくて、遵守事項をもう一つ設けるべきじゃないかと私は思っております。それについては、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまご説明申し上げましたように、現在の本市の条例におきまして、先ほど申しましたが、人畜に危害を加えるおそれがある、いわゆる人に直接危害を加えるというおそれがあるものについては罰則3万円以下または過料を適用していくという考え方でございますし、また、今福岡市の例をとって言われましたけれども、福岡県のほうもそういう罰則の中には入れてないというところでございますので、先ほど申しましたようなマナーとかモラルの中で、犬を飼われてある方に対しては今後とも継続した指導を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 動物愛護法にはですね、飼い主の遵守事項というのがきちんと条文化されておりますので、参考までに申し上げときます。

それから、交通規制もですね、やはり運転するドライバーも、やはり交通規制、法規というのがやっぱりあると思うんですよね。それと同じじゃないかと思っておりますので、やはりこういう

ふうな、守らなかった場合にはそういうふうな遵守事項なり、措置命令というのをやはり明確にする必要があるんじゃないかと私は思っております。

それで、今皆様の机の上に資料でお渡ししてはいますが、私が一応資料で出した分は、太宰府市は白なんですけれども、看板についてなんですけど、下に、警告、犬のふんの放置ということは、これは黄色で示されているんです。それで、見ていただけたらわかりやすいと思いますけれども、太宰府で使用されている例としましては、やはり白で汚れが目立ち過ぎて、喚起してないような感じがするんですね。それと、あともう一つのほうが、警告、犬のふんの放置は違反ですということを、太宰府市にはこの条例があるんだよということをやはり市民の方に知っていただくというのが、こういうふうなふんを放置しない人も増えてくるのではないかと思いますので、ぜひ今、太宰府市は白の看板でございますけれども、これを黄色にするなど、また犬のふんの放置は条例違反ですよという言葉を一言書いていただけるようなですね、人の目を引きつけるような看板をですね、気づかせる看板の作成に当たってほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまの看板についてでございますが、現在、太宰府市で使用しております看板につきましては、犬のふん禁止、それから後始末は飼い主の責任です、片づけてというふうな文面になっております。近隣の例を見ましても、ふんは持ち帰りましょうでありますとか、きれいなまちはマナーからといった内容が多くございます。飼い主の自覚を促し、環境美化の観点から製作されているものがほとんどのようでございます。

しかしながら、中にはただいまご提示いただきました枚方市の参考例もございますけれども、飼い主の義務を意識させるために、ふんの放置が法律や条例に違反する行為であることを表示したものもあります。今後、看板政策に当たりましては、ただいまちょうだいいたしましたご意見も参考にしながら、内容を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

そして、最後でございますけれども、私が冒頭で申し上げましたとおり、やはり注意した人が反対に文句を言われるような、そういうふうな環境では、太宰府市でまたトラブル等があったということになりますと、ちょっとした、せっかく犬を飼っている方はなぜ犬を飼っているかという、やはり犬がいやしになったりされている人たちの、一生懸命守ってある人の立場を考えると、守ってらっしゃらない人を一人でも多く守っていただけるように、太宰府市ではこういうふうな迷惑防止や指導とか規制による強化をしていますよということを今後とも、私たちが市民もそういうふうな行政が取り組んでいることにつきましては協力させていただきますので、今後とも啓蒙活動をよろしくお願ひしたいということを申し上げまして、私の一般質

問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、12番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔12番 渡邊美穂議員 登壇〕

○12番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告しております2件につきまして質問させていただきます。

東北の震災から昨日で半年が過ぎました。阪神・淡路大震災のときも今回の災害のときも、マスコミなどでは大きく報道されることはありませんが、避難所において性的なことを含む暴力事件が起きたり、乳幼児や障がいを持つ子供の保護者が非常に苦しんでおられる実態があります。例えば、授乳したくてもその場所がないとか、発達障がいの子供がパニックを起こしたり、赤ちゃんの夜泣きなどで周囲に気兼ねして、真冬の夜中でも保護者が子供を連れて外に出ていかななくてはならないなどの事例が報告されています。高齢者に関しては、以前市長より、福祉施設との連携があるというご説明をいただきましたが、特に避難所の運営に関して、女性の視点を欠かすことができないということは、これまでの大災害において実証されています。防災会議に女性は入っていないようですが、今後、男女の性別に配慮した計画を立てる予定はありますか。

このような長期にわたる避難が必要な災害は、本市では起こりにくいというご意見もあるかもしれませんが、しかし、福岡市に隣接する佐賀県の玄海町には原子力発電所があります。20km圏内に一部とはいえ100万人都市を抱えている原発はほとんどありません。福島では、県内避難者が約6万4,000人、県外避難者が3万5,000人ということです。できるだけ同一県内に避難したいという方が多いということだと思います。

東大名誉教授井野博満氏は、玄海原発1号機について、原子炉の脆性破壊が起こる可能性が一番高い、非常に危険な老朽化した原子炉だと指摘されています。このことは、昨年12月に先生方がデータをもとに指摘するまで原子力安全・保安院は把握していませんでしたし、九電もそのデータを報告していませんでした。この脆性破壊は、これまで人類が経験したことがありません。福島原発の水素爆発ですら、炉内には90%程度の放射能が残っていましたが、もしこの脆性破壊が起こった場合は100%放射能が外に出てしまうということです。玄海原発1号機を初め、国内の原子炉は、ほとんどがその使用年数40年で設計されていますが、それを玄海原発1号機は60年に引き延ばし、現在は37年目になります。補強工事などができない原子炉の耐久年数を何を基準にして延ばしたのかはわかっていません。

市民団体が玄海原発からはがきをつけた風船を風速4mの状態ですら5,000個飛ばし、放射能の到達時間を調べたところ、本市には約3時間後には到達するという結果が出ています。あつてはなりませんが、万一の原発事故の際、直接本市での被害がない場合であっても、福岡市などから人々が避難してこられる可能性も否定できないことから、長期滞在を想定した避難所の運営について、そして放射能に備えて本市の市民がどのような行動をとるべきか、計画だけでも

立てておく必要があると考えます。市のお考えをお聞かせください。

次に、本市の災害は、その多くが水害によるものですが、例えば白川、五条は避難場所である公民館がまず水の不安があります。五条のある隣組では、公民館は不安なので近くのお寺に避難の受け入れをお願いしているところもあるということです。実態に合った避難場所の設定が大切ですが、見直しは今後計画にありますか。

2件目は、6月議会で提案した被災地に向けての募金方法として、市民が一度手続を行えば、5年程度は毎月1,000円ずつ自分の口座から自動的に市の指定口座に振り込まれるというやり方についてと、庭木の剪定木や枝の回収について、その後どのような検討が行われ、現在はどのような状況になっているのかご説明ください。

回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1件目の防災計画についてご回答いたします。

まず、1項目めでございますけれども、これまで太宰府市防災会議委員は、国道事務所、陸上自衛隊、福岡県消防防災課、警察、消防等の官公庁関係と九州電力、筑紫ガス、NTT西日本などの関係事業者から推薦をいただいた方に対して、委嘱をしております。委嘱をしていただく方に女性がいなかったという実態はございます。

また、男女の性別に配慮した計画につきましては、今回の東日本大震災での教訓を踏まえ避難所開設マニュアルを別途作成する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めでございますけれども、これまで原子力発電の推進及び原子力発電所の安全確保等につきましては、国策として進められてきた経緯があり、今回の福島原発の事故を契機として、浜岡原発の停止を含め、既存原発の再稼働についても慎重な論議がなされております。

本市といたしましては、玄海原発から60km以上離れているとはいえ、関係がないということではなく、国、県の対応等を十分見きわめて検討してまいりたいと思っております。

次に、3項目めでございますけれども、避難場所につきましては、土砂災害の危険性の高い山すそに公民館等が位置する場合もございまして、当面は、状況に応じて広域避難所を早目に開設するなどの対応をとることといたしております。

また、地域自治会の要望等も受けまして、昨年11月に筑紫女学園大学の体育館を災害時に避難場所として利用させていただくよう協定書を締結いたしました。

つい先日、9月7日には、九州情報大学と株式会社幸都とも同様の協定書を締結させていただいているところでございます。

避難所の提携につきましては、今後とも随時検討して、少しでも多く確保してまいりたいと考えております。

今後も短期的には民間施設等で協力していただける施設があれば協定書を締結することとい

たしまして、中・長期的には、市で公共施設等を新築等する場合については、避難場所として活用できる機能を持たせて整備をするよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 先日、市職労の主催で職員の方々が被災地に行かれて、その報告会が実施されておりました、副市長を初めとして部長さんも何人か報告会にお見えになっておられましたので聞かれたと思うんですが、その報告の中でもですね、やはり女性への暴力事件というものが報告をされておりましたし、こちらの新聞等では報道されていないんですが、被災地におきまして8月にはDVによつての殺人事件が起きております。これはですね、阪神・淡路大震災が起きたときにある市民団体が被災者に対して女性のニーズ調査を行ったものなんですが、その中でやはり一番トップに上がっているのがですね、男女別のトイレなんですね。その割合も、男性1に対して女性トイレは3つ必要であるというようなこと。それから、こういったニーズ調査に伴いまして、今回、東日本大震災が起きたときに、すぐに政府に対して提言をこの団体が行っているんですね。その中で、特に言われているのが、性別に配慮して避難所には次の部屋を確保してほしい。これはすぐに行うべきこととして出ているんですが、授乳室、保育室、男女別更衣室、洗濯物干し場、こういったものはすぐに準備をしてほしいということを出しております。こういったことをですね、今、少なくとも長期避難ができる場所として想定されている施設においてですね、こういったものが確保できるのかできないのか、できないのだったら何ができないのか、どれぐらい足りないのかとかという確認作業だけでも今のうちに進めておいてはいかがかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） これまで太宰府市の防災につきましては、確かに水害と土砂災害ということで、短期的な想定が中心だったと思います。こういうふうには津波、多分津波の災害については太宰府はそんなに危険性は高くないかもしれませんが、大きな地震とか原発の関係もございまして。長期的になる可能性も十分ございまして。そこで、今おっしゃいましたように、女性とか障がい者等に対する配慮、当然必要だということで、現地からのいろんな報告書の中にも書いてあります。太宰府の現状が果たしてそれに十分耐えるかどうかというのは、まだまだ心もとないところはあります。そういう実態も確認しながらですね、避難所の開設のマニュアルをつくってまいりたいというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今、おっしゃっていただいたように、設備の部分で性別に配慮したものが必要だということ以外にもですね、例えば子供のアレルギーがある、あるいは障がいがある、あるいは家族の既往症、こういったものに対してどういった対応していったらいいとかかですね、そういった分野についても、やはり実際に子育てとか介護をなさっている皆さんのご意見を伺わないとわからないことというのは非常に多いと思うんですね。先ほどおっしゃったように、防災会議に現在女性が入っていないわけなんですけれども、例えばその防災会議の中

に、現在その女性の職員の中でも子育てされている職員の方もいらっしゃるわけですし、あるいは女性消防団というのも太宰府にはあるわけですから、そういった女性をもう少し参画させてやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。実際に昨年12月に閣議決定されました第3次男女共同参画基本計画におきましては、この防災分野における政策方針決定過程の女性の参画を拡大しなさいというふうにうたっていますし、県のほうも同じようにこの男女共同参画基本計画の中にやはりそれを盛り込んでおります。太宰府市としては、こういった防災会議にですね、もう少し女性の参画をさせるべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） いずれ近い将来、今、国と県がいろんな防災計画を見直しを進めています。それを見ながら各市町村も随時改定をしていくと思います。その中で、おっしゃるように女性の視点は当然必要でございますので、今後防災会議の委員につきましては、一人でも多く女性の方が入れるように検討をしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） これは、ぜひ要望しておきたいと思います。

次にですね、私も今回、放射能について質問するに当たって、一夜漬けなんですけども、放射能、原発について勉強させていただきました。先ほど壇上で申し上げた中で、脆性破壊の可能性が一番高い原発が佐賀県の玄海原発であるというお話をしましたけれども、この脆性破壊とか非常に難しい言葉なんですけど、これまで議会の中でもですね、原発について余り取り上げられたことがないので参考までに聞いていただきたいと思うんですが、この脆性破壊というのは、イメージとしてガラスのコップの中に熱湯を入れるとぱりっと割れてしまいますけども、イメージとしてはそれに非常に近いというようなものだそうです。この原子炉はですね、これの全く逆になっておりまして、中に温度が非常に高いので、ある程度の低い温度のものが原子炉に触れた場合に、陶器が割れるようにぱきっというふうに割れてしまうということだそうです。それが脆性破壊というんですが、じゃあその原子炉自体は一体どんな素材でできているかというと、ニッケルとか鉄とかモリブデンなどを加えた鋼、そして配管はステンレスだということで、ごく日常周りにある素材を使ってあるということで、特別にかたいものを使ってあるということではないんだそうです。そのぱきっと割れてしまう温度のことを脆性遷移温度という非常に難しい名前ですが、脆性遷移温度というそうです。通常、この鋼というのは、この脆性遷移温度がマイナス20度ぐらいなんだそうです。ですから、通常水とかが触れてもマイナス20度以下のものが触れない限りはそれが割れたりすることはないんですが、実は玄海原発はですね、今のところその理由はわかってないんですが、この脆性遷移温度が76年には35度、80年には37度、93年には56度でしたが、2009年には急激にですね、98度まで上昇しているんだそうです。こういったデータから、先ほど申し上げました東大名誉教授の井野教授なんですけど、この玄海原発の原子炉の鋼の素材そのものに、もともとの設計というか建築する段階から問題があったのではないかなというふうな仮説も立てられております。

このような状態の玄海原発1号機をですね、今後23年間さらに稼働するというを九州電力は決定をしているわけなんです、仮に廃炉にしたとしても、その温度が、中の温度がいきなり下がるわけではなくて、何年も、下手すると10年近い時間をかけて中の温度を下げなければなりません。

市長にちょっとお伺いをしたいと思うんですが、日本はE P Z、これは緊急時計画区域というんですが、これは10kmに定められています。今、今回福島原発事故が起こったことでこのE P Zを広げたほうがいいというような世論がいっぱい出てきているんですが、原発先進国のアメリカは、これを80kmに設定しています。原発事故が起こった際、この圏内の住民に対しては、もう国がですね、避難勧告を出すようなシステムをとっています。オーストラリア、韓国も同様で、ニュージーランドはこれを100km圏内にしています。つまり、この圏内が今申し上げた各国が考える放射能汚染の危険区域だということになります。つまり、その放射能が国ごとによって違うわけではありませんで、単に国の考え方の違いだとは思いますが、玄海原発から70kmの本市はですね、アメリカのE P Z圏内に入ることになります。

今まで申し上げたようなことを踏まえまして、本市でもですね、万一玄海原発で事故が起きた場合、約3時間かかって放射能が到達するだろうという前提はある程度社会実験でわかっていますので、じゃあ放射能が漏れているとはっきりわかった場合とはっきりわからない場合ですね、どういった対応をしたらいいのか。まず、例えば子供たち、小学校、中学校にいる子供たちをすぐに家に帰らせて、帰宅させて屋内待機させたほうがいいのかとかですね、そういった計画だけでも一応立てておいて、もちろんそれは正確な情報が入ってことが前提なんですけれども、そういった計画だけでも一応立てておく必要があると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 現実問題、この放射能の問題等々については、福島で起きておるわけでございます。市民の皆様方の安全・安心を守るのが私どもの仕事と思っております。しかしながら、放射線のE P Zですかね、については、そのどこまでの範囲というふうなこと、今、佐賀でいきますと、糸島までが40km範囲内というふうな形になっておりますけれども、太宰府は70km範囲内に入る。その中で、放射能を浴びる危険性があるというような、国の段階でありますとか、あるいは専門家のそういった意見集約が出てきた段階の中において、これは私どもの防災の計画の中でもうたい込む必要があるだろうと思っておりますけれども、その時点で考えたいと。市民の安全のために、やはり戸惑うときについては、とにかく行動を起こすというふうな点で、私は起こしていきたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今回新聞に載っておりましたが、太宰府市内の3つの小学校の給食にセシウムに汚染された可能性のある牛肉が使われたと、それ、あくまで可能性があるということなんです、そういった報道がされておまして、現在のところ、問い合わせ等はまだあつ

てないということなんですけれども、もしですね、例えばそういった問い合わせが保護者とかからあった場合ですね、じゃあその内部被曝をしている可能性があるから、そういったときにはじゃあこういった食物をこういうふうな形で食べたほうがいいよとか、日常生活で気をつけることは、こういうことを少し気をつけると少しでも体外に出やすくなるよとかですね、そういったやはり一定の知識程度のことは市役所の職員の方も、現実今起こっているわけなんです、必要ではないかと私自身は思います。

先ほども申し上げたようにですね、計画だけでも立てておいて、それが机上の空論なのかもしれないかもしれませんが、やはり特に原発事故が起こったときはですね、その被害の広さというのはちょっと想定できませんので、やはり各自治体でそれはもう、自分たちのことは自分たちで守るという姿勢で臨んでいかれたほうがいいんじゃないかなと思います、担当部長は現在そういった、非常に複雑な計画というのは無理だと思うんですが、ごくごく初歩的なこと、まずはっきり漏れているとわかった場合はどうしたらいいか、漏れてないとわかったときにはどうしたらいいか、じゃあ漏れてない場合の注意事項は何か、漏れている場合はじゃあ外で着ていた衣服はどうしたらいいのかとか、それは捨てたほうがいいのかとか、そういった簡単な計画ですね、そういったものを考えるおつもりはありますか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 今、即行で計画をつくるというのは断言できませんけれども、基本的な知識としてはですね、当然持つておく必要があると思います。万一玄海原発で事故があれば、太宰府市一市町村でどうのこうのできる問題ではございません。当然、福岡県、もっと広域の取り組みになると思います。風向きによっては、当然こちらにも流れてくる可能性が十分にありますので、まず考えられるのは、特に避難することと、遮断というか、漏れないところに逃げるといことしか今のところはないと思うんですね。じゃあどこに逃げればいいのかというのは、その当時の状況を確認した上で、南なのか西なのか東なのかということ情報を交換しながら、指示をする必要があると思います。ここで仮にどこに逃げるといっても、それが不可能な場合もありますので、細かい計画というのではなくて、あくまでもシミュレーションしながら、知識としては情報収集をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ぜひ計画までは非常に難しいところもあると思うんですが、職員の方で、特にやっぱり防災等にかかわっている担当の職員の方はですね、やはり放射能について、私も今回ちょっといろいろ調べたんですけど、本当に複雑でですね、非常に難しいんです。ですけども、必要最小限ぐらいのことをですね、やはり皆さんで共有をしておいていただけたほうがいいんじゃないかなという気がいたします。

次の避難場所の問題なんです、これは、公共施設が基本的には望ましいとは思いますが、先ほど申し上げたように、大雨の際に川沿いとか山際の避難所、これが果たしてどうなのかということ、それから他市ではですね、実際に大雨の際に避難所に行く途中ではらん

した水に飲まれて非常に不幸にも死亡されるという痛ましい事件も起こっております。例えばですね、連歌屋の上のほうにお住まいになっていらっしゃる方が、大雨のときにあちら避難場所が太宰府小学校とか連歌屋公民館になっているんですけども、大雨の中をですね、あの山を下っておりてくるのが果たして現実的なのかどうかということもあると思います。先ほど申し上げたように、五条とか白川の方々も、恐らく避難指示が出ても公民館にはもう行かれないと思うんですね、皆さん。ですから、先ほどお寺に避難するという話をしまして、部長の回答からもですね、筑女に協力をしていただいたりとかという、民間の協力をしていただくような、今働きかけもなさっているようなんですけども、もっときめ細かく対応しようと思えば、自治会のご協力というのが絶対必要だと思うんですね。自治会によっては、例えば隣組ごとに避難所が必要な場所も出てくるかもしれないと思います。それを全部市で把握しようというのは非常に困難ですから、まずはその自治会長の皆様方にそれぞれの自治会の実態、ここはこの避難場所に来るのは難しいから、このあたりに避難場所があったほうがいいよねとか、そういった実態調査をですね、自治会を通じてやる必要があるんじゃないかなと思いますが、今、そういったご計画、ございますか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 実態調査というのは考えておりませんが、自主防災組織をつくる上ではですね、当然その地域が災害があったときにどういう経路でどこに逃げるのかというのを当然マップとして、実際歩いていただいて地図に落としながら、ここの避難場所では足りないから何とかしてほしいという話は当然上がってくるものと思っています。したがって、今一斉に44自治会に実態調査をしてくださいといっても非常に難しい状況もございます。だから、自主防災組織を立ち上げていく過程の中でですね、そこら辺についてはきめ細かく、もしそこら辺が薄いということであれば、じゃあ確保できるのかというふうなところを含めて、行政と地域と一体になって協議してまいりたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 今おっしゃったように、確かに公共施設がなかったりとか、民間企業もなければ学校もないというようなところもあると思うんですね。でも、実際高齢化が進んで、高齢者の方々がそこまで行くことができないかとかいうときには、ここは比較的安全な民家だとか、普通の人の一般の方のおうちですね、だけど、ここだったらある程度安全じゃないかとかということがですね、市のほうで把握ができれば、例えばその家の方にお問い合わせするのも一つの方法だと思います。特に住宅しかないような地域においては、だから、ぜひもっと広域で避難場所をもっと積極的に考えていただきたいと思います。

今までの分で総括をしてですね、やはり太宰府市の防災計画、これが平成13年度から抜本的な見直しというのが行われていません。今回の東日本大震災とか、台風12号で見られたようにですね、もう本当に想定できないような大雨が降る、そして放射能の問題もある、やはり女性の視点を入れた避難所の開設とか運営の問題もある、そういったことを考慮いたしますと、や

はり防災会議の構成メンバーをもう一回再構成してですね、本市の災害の実態に合った防災計画を立てていただくように、ぜひ強く要望いたしまして、1件目を終わります。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 2件目の6月議会での提案に対します進捗状況についてご回答申し上げます。

まず、被災地向けの募金でございます。

東日本大震災に対します義援金につきましては、現在も福祉課が窓口となりまして受け付けを行っているところでございます。そのほか、市役所及び市の各公共施設に募金箱を設け、皆さんの支援をお願いしているところでございます。

また、全国の63地方銀行の窓口には、期限はありますけど、振込手数料が無料となる義援金口座が設けられております。

渡邊議員提案の口座自動引き落としについて調査をした結果、個人の口座から毎月定額を義援金として自動送金をする場合につきましては、取扱手数料と振込手数料がその都度かかるようになります。手数料の額につきましては、金融機関によって多少差はございますけど、最低でも500円はかかるようになります。実際は、振込手数料が105円それと3万円未満につきましては420円の振込手数料となります。この分を市が負担することも考えられますが、そうなりますと、やはり税を投入することとなりますので、総合的に判断すると、実現は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 次に、剪定木・枝の回収に向けた進捗状況についてご回答申し上げます。

6月議会でのご提案を受けまして、春日市や小郡市の先例も参考にしながら、剪定枝等リサイクルモデル事業といたしまして、一部地域における試験的な実施をする方向で現在調整を進めております。

事業内容といたしましては、まず、希望される方からの電話での申し込みを受け付け、各戸に専用袋を配送いたします。次に、剪定や草刈りが終わりましたら、再度、電話等で収集の申し込みをしていただき、決められた日にご自宅の前に出されたものを回収するという方法で試行する予定にいたしております。

なお、費用につきましては、専用袋1個につき、粗大ごみシール1枚、315円になりますが、を貼付していただくことで、一定のご負担をしていただくこととして考えております。

また、専用袋につきましては、剪定枝が入れやすく丈夫な、通称フレコンバッグという名称ですが、大型の袋を準備する予定にいたしております。

モデル事業の区域といたしましては、高齢化率の高いところから低いところまで均等に分散しております。また、戸建ての住宅が多く、剪定の機会が多いと思われまます太宰府市西校区を

予定しているところでございます。

なお、回収いたしました剪定枝や刈り草等は、大野城環境処理センターに持ち込み、リサイクルを行う予定でございます。

このような形でモデル事業を試行いたしまして、市民のニーズや費用対効果、利便性などを検証した上で、本格的な事業化について検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 募金の件ですが、これは私、多分6月議会でも申し上げたと思うんですが、その手数料がかかるというのは、これはもう前提、織り込み済みですよ。したがって、申し上げたいんですが、これは金融機関の協力がなければ無理だというお話は差し上げたと思います、あのときに。やはりですね、今回も国難と言われるような事態になっておりますし、今回の福島原発のことを考えますとですね、チェルノブイリは25年以上たってもいまだにあの地域には入れませんし、放射能もまだ出続けているような状態なんですね。今回、この日本全国の福島を中心とした34カ所でチェルノブイリ以上の土壌汚染が発見をされております。したがって、こういったことから考えてもですね、5年、10年の単位での復興ではないと思います。私は、やはり何らかの形で、国全体を挙げてこれは被災地を支援していかなくちゃいけないと思います。しかしながら、どうしても人間の記憶というのは薄れていってしまうんですね。本市において、3月から8月までずっと募金されていますけども、各月の募金額をそれぞれ教えてください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまの3月から8月末でございますけど、募金額につきましては、これが太宰府が多賀城市分と日赤分ということで2通りの募金をいただいておりますので、まず多賀城市の募金といたしましては、3月が647万7,624円、4月が542万7,257円、5月が235万3,213円、6月が133万6,726円、7月が88万1,676円、8月が124万3,206円となっております。8月末現在で1,771万9,702円となっております。

また、日赤東北大震災義援金といたしましては、3月が562万9,849円、4月が527万7,887円、5月が204万5,103円、6月が30万4,936円、7月が50万5,767円、8月が13万8,297円となりまして、トータルで1,390万1,839円となっております。総合計で3,162万1,541円となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 市長にもお伺いしたいんですけども、今、数値を上げられたようにですね、どうしても人間の記憶というのは風化していってしまいます。昨日が半年目だったということもあって、これでまたちょっと一時期盛り返すかもしれませんが、そういった折々に盛り返すということではなくて、やはりコンスタントにですね、ずっと支援をし続けて

いかないと、今回の復興は非常に困難だと思います。今まで言われていたようなですね、仮設住宅とかライフラインの整備、それから収入の道を絶たれた人がたくさんいらっしゃいますから、そういった方々の生活保障とか、あるいはこれからの仕事を見つけたりとか、あるいは親を亡くした子供たちを初めとするさまざまな教育環境整備ですね、それから農業、漁業の復興、そして鉄道や道路などのインフラ、病院などを初めとする福祉施設整備ですね、そして多賀城など歴史があるところでは、今回報告もあったように、そういった歴史的なものの改修や保護、こういったことをやっていかなくちゃいけないわけなんですけど、政府の復興財源とかというの、今何かごたごたを見ているとですね、一体いつになるんだという非常に懸念をしておりますし、前回私の6月の議会の提案を読まれた方がですね、やはりうちに何件も電話してこられて、ぜひ実施してほしいと、実施してくれたら協力をしたいという電話を私何件も受け取ったんですね。やはり、そういう思いのある方はいらっしゃると思うんです。でも、やっぱり日々の生活に紛れて、どうしても忘れてしまいがちになってしまう。ですから、先ほどおっしゃったように、手数料がかかる、それを税金からということではなくて、手数料はかかるけれども、それを金融機関にお願いして、こういうことだから手数料は取らないでいただきたい。それは、きちんと収支報告を金融機関にも出すし、ちゃんと用途はきちんとこういった形で用途としてはっきりさせるので協力をしていただきたいというようなことをですね、ぜひ市長のほうからも金融機関への説得等をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 3月11日の大震災、福島原発事故も含めてでございますけれども、本当に市民の方々につきましては早い時期から、本当に今の数字にもあらわれておりますけれども、義援金、あるいは救援物資等々を大変なるものをちょうだいいたしました。心から御礼を申し上げたいというふうに思っております。いろいろな支援の仕方はあるだろうというように思います。私も、かつて郵政のボランティア貯金というふうなものが全国的規模でございました。東南アジアでありますとか、未開発のところに支援するというふうな目的のもとに、郵便貯金の利子の何%かを差し引くというふうな形での募金等々も経験をいたしております。そういった形がいいのかどうか、結果的には余り全体的な膨らみというようなものはなかったように思っておりますけれども、私は、いろんな皆さん方の善意のあらわし方があると。恒久的に一定程度の貯金から引かれるというふうなことについて、抵抗がある方もおられます。初めと終わりというふうな形を明確にしないと、このことについてはずっと永久に、限定でなると思いますが、その期間に限って差し引くというふうな、そういった浄財をいただくというふうな制度を発足するとなると、そういうふうになると思いますけれども、いろんな、それはそれとして、そういうふうになれば、利子っていいましようか、手数料の補給でありますとか、あるいは金融機関のほうにそういった免除を含めた形での申し入れ等々は当然市のほうが行わなきゃいけないというように思いますけれども、今、担当のほうにご説明をしましたように、総合的な判断を今現在行ったところ、現時点においては不可能といいましようかね、ちょ

っと難しいというのが私どもの今の到達でございます。違った形で、市民の皆様方には、被災地の皆様方が本当に困って、10年、20年、復旧復興というような形には年数がかかるわけですから、私どもが被災したものと同じように、自分が被災したというふうな気持ちで今から先も一人一人ができることをやっていただく、またそれを行政としても支援すると。

現在、太宰府市でございますけれども、復旧復興に向けまして職員を派遣いたしております。今は、固定資産税の評価でありますとか、いろんな災害に遭われた方々についての関係がいろいろございます。あるいは、評価ができる職員というふうな専門的な職員を、これは大野城市の連携のもとに、大野城市からも、お話を申し上げましたところ派遣をさせていただいています。そういった行政としてできる支援を今もやっておりますし、今後においても市民の皆様方にも広く訴えながら、復旧に向けて連携をとりながら支援をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） 本市では現実的に難しいという判断をされたということですが、恐らく私と同じ気持ちの議員の方々がですね、全国各地でこの提案を今されていると思います。もしどこかがですね、1カ所でも突破口が開けば、恐らくそういった前例ができればもっとやりやすくなるんじゃないかなということで、私としては太宰府が先鞭をとってやってもらえれば、太宰府のイメージもすごくよくなるし、太宰府にとって非常にいいんじゃないかなという気持ちでご提案したんですけれども、それが難しいということであれば、もし先鞭をとった地域がですね、自治体がほかにもしてできれば、その時点で非常に前向きに考えていただきたいと思います。これから特にですね、放射能に汚染された土壌とか廃材、こういったものの処理をどうするかということで、またここで莫大な費用がかかるんですね。恐らくそれは国が補償できない部分もたくさん出てきますので、自治体がどうするかとかという問題も恐らく出てくるかと思えます。ぜひそういったことがもしできれば、ご協力をお願いしたいと思います。

剪定のほうなんですけど、1つだけ再質問をさせていただきたいんですが、西校区のほうをモデル地域としてやりましょうというお話だったんですが、そのモデル地域でやる実施時期ですね、実際に始めるまでの、西校区のモデル地域での実施はどれぐらいを考えてあるんですか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 現在予定しておりますのは、10月から3カ月程度ということで考えております。実はもう先週、校区自治協議会の自治会長さんたちの集まりの中でそういうご提案も申し上げました。あとは地域におられる住民の方にチラシ等配布いたしまして、事業を徹底して協力をいただくという形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員。

○12番（渡邊美穂議員） ぜひこれは前向きに取り組んでいただいて、3月ということは、もう本年度中か、もしくは来年度早々にでも全市的に実行ができるということだと思います。ぜひ

ひ、特に高齢者の独居の方にとっては非常に朗報になると思いますので、取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 12番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月13日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後3時06分

~~~~~ ○ ~~~~~